

(第三部)

國第百六十一回

參議院法務委員會會議錄第二十三號

平成十七年六月十四日(火曜日)

午後二時三十七分開会

委員の異動

辞任

秋元司君

六月十四日 江田前川五月君清成君 富岡由紀夫君家西悟君

富岡由紀夫君
家西 悟君

補欠選任

出席者は左のとおり

理
事

委員

松村 龍二君
吉田 博美君
千葉 景子君
木庭健太郎君

○ 本日の会議に付した案件
○ 政府参考人の出席要求に関する件
○ 会社法案(内閣提出、衆議院送付)
○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 委員長 渡辺孝男君　ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、峰崎直樹君及び秋元司君が委員を辞任され、その補欠として松岡徹君及び尾辻秀久君が選任されました。

また、昨十三日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として富岡由紀夫君が選任されました。

副大臣	法務大臣	法務大臣	南野知恵子君
大臣政務官	法務大臣政務官	法務副大臣	滝 実君
事務局側	常任委員会専門員	富田 茂之君	
政府参考人	金融庁総務企画局審議官	田中 英明君	
議官	金融庁総務企画局審議官	鈴木 勝康君	
財務大臣官房審議官	法務省民事局長	寺田 逸郎君	
経済産業大臣官房審議官	佐々木豊成君	舟木 信昭君	
経済産業大臣官房審議官	寺坂 隆君	舟木 信昭君	

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に於ける審議官振角秀行君、金融庁総務企画局審議官佐々木豊成君、経済産業大臣官房審議官寺坂昭君及び経済産業大臣官房審議官舟木隆君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○前川清成君 民主党の前川清成でございます。
今日はクールビズということで、ジャスコで
買ったシャツとユニクロのズボンでございます。
大臣 今急いでいらっしゃってお暑いかと思う
んですけども、大臣はクールビズはなさらない
んですね。

○国務大臣（南野知恵子君） 中がクールでござります。

○前川盛成君 それで、会社法の質問に入りたいんですが、六月十日の日経新聞に日本の富豪初番付というような記事がありました。この記事を目にすると、日本のお金持ちの一位から五位までのうちは三人がサラ金の社長なんですけれども、これについて、大臣、どのようにお感じになりますか。

○前川清成君 私は、今の質問は、大臣の日本の法制度全体に対する御認識の一端をお伺いしたいと思ってお尋ねをいたしました。
といいますのも、私が子供のころ、お金持ちといいますと、例えば松下幸之助さんとか本田宗一郎さんとか、社会に有用なものをつくり出して、運とそして健康に恵まれた方がお金持ちになればると。だから、親は子供に対して、大きくなつたら松下幸之助さんのようになりなさいと、こういうふうに言いましたし、またそういう伝記も読みました。今は、普通の親が大きくなつたら子供にサラ金の社長になれというふうには言えませんし、あるいはサラ金の社長の伝記を読む者もいないと思うんです。私は、少し日本の社会から公正さが失われていると、その公正さが失われている一端は利権制限法を始めとする日本の法制度にあるのではないかなど、こういうふうに思つて大臣にまずお尋ねしたんですが、大臣の御見解は特に何もないということで進めさせていただきます。
それで、この記事の中に、この日経新聞の記事の中に、資産については保有株式の時価から算出したとあります。株式未公開の場合は公開したとして推計した、こういうふうに書かれています。こここの日経新聞にある公開という日本語、あるいは今日の日経新聞の第一面でも「誰のための株式公開か」という記事が出て、見出しが出ています。ここで言う公開という日本語は、先日、木曜日でしたか、大臣がこの委員会でお答えいただいた、株式の譲渡制限を設けていないことではないと思います。

そこで、大臣があえて今回の会社法案で通常の日本語の使い方とは異なつて公開という言葉を使いになる真意といいますか目的、その辺をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 公開会社という言葉を使つてしまふと、公開という意味を用いられることが多くあります。議員の御引用されました新聞記事についてもそのような意味に用いられているのではないかと推測いたしておりますが、通常用いられている公開会社の意味と会社法案における公開会社の定義とは異なるものであると考えております。

会社法案における公開会社の定義につきましては、発行株式について譲渡の制限が設けられていない株式会社を表すためにどのような用語がふさわしいか、これを検討した結果、公開会社とするのが最も分かりやすいという判断からそのような定義を置いたものであるうかというふうに思つております。

○前川清成君 大臣、私が今お尋ね申し上げましたのは、最もふさわしい日本語が公開ですかといふ質問なんです。公開ですとお答えいただいたのは、それは問い合わせて問い合わせていたたくのと同じで、なぜたくさんある日本語の中から、例えば株式の譲渡制限について、譲渡制限会社とか非譲渡制限会社、いろんな日本語がある中であえて公開という言葉を使われた理由があるんだつたらお聞きしたい、そういう質問なんです。

○国務大臣(南野知恵子君) 特に私が理由を申し上げるまでもなく、これは業界の方々が一番最適であると考えてお付けになられた公開という意味だと思います。

○前川清成君 大臣自身も議論がかみ合つていなつてはいる。ところが、法律であえて違う意味を使つてしまふと、公開という意味を通常使われている日本語とは違う意味に使つてしまふと、今までの会社法の提案理由として、平易な日本語、会社は、招集手続が著しく不公正な場合として総会決

法案を平易にするんだと、現代語の、会社法案の提案理由の四行目、分かりやすく現代語、ごめんはない、会社法案の提案理由の三行目、現代用語の表記にし分かりやすくすると、その意図とは乖離してしまふではないかという点で今のお尋ねをいたしました。

次に、現在の商法の二百三十三条で株主総会の招集場所について、総会は定款に別段の定めある場合を除くほか本店の所在地又はこれに隣接する地においてこれを招集することを要すと、こうあります、この条文 자체は今回削除されています。この条文自体はありません。会社法案の二百九十八条の一項の一號で、取締役は株主総会の日時及び場所を定めなければならないと、こういうふうにだけ規定がございます。

そこでお尋ねするんですが、例えば会社によつて株主が住んでおられる場所に一定の特徴があるうかと思います。JR西日本の株主はやっぱりJR西日本の線路のある関西地方に多いと思います。JR西日本の株主さんは福岡に多いと思います。

大臣、例えばすけれども、例えばすけれども、JRの西日本の経営陣が、今回の事故について株主総会でいろいろ質問されるのが嫌だなどと、まさに株式の譲渡制限について、譲渡制限会社だと本店が大阪にあります、札幌で株主総会を開くことは許されるんですか。あるいは、極端な例として、ケープタウンで開くことは許されるんですか。どこまでの範囲が、どこからが著しく不公平で、どこまでが会社の取締役に任された範囲なのか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) どのような場所を招集地として選ぶか、又は株主が出席にくい招集地を殊更選んだことになるかについては、これは個々の会社により異なるものでありますので、一概に言うことはできないと考えております。

○前川清成君 大臣、本店が大阪にある会社で例えば北海道で株主総会を開くとなると普通は株主は出席しづらいですが、大臣が今あえて殊更といふ日本語をお使いになりましたので、今私が申しては、株主が招集地の制限を設けたいと思った場合には定款で招集地を制限することができますから、そのような定款の定めがある場合には株主総会の開催地はその定めに従うことになるという意味で限定されることになりますが、そのような定款の定めがない場合であつても、株主が出席しにくく土地又は嫌な土地、そういうものも併せながら、どのように集合地を決めていくかということになると、そのような趣旨ではなく、何らかの限界を加える、そういう御答弁かと思います。

そこでお伺いしたいんですけど、例えば大臣がどちらかの会社の社長になりになつたとき、私がどこかの会社の社長になつたとき、どこかで株主総会を毎年開かなかんわけですねけれども、今のようないふな御答弁であれば、どこで開いたら許され、どこで開いたら許されないかが分からぬ。そうなると困りますよね、会社の経営者の皆さんは。

これまで、これまで二百三十三条で、本店の所在地又は隣接する土地ということで一定の基準が与えられていました。この基準に従つて株主総会を開いたら、後になつて株主総会が取り消されるとおそれはありませんでした。ところが、今回、商法の、現行商法の二百三十三条が削除されました。大臣がお答えになるように、著しく不公平なところにある、株主総会の招集手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公平なとき、これに当たるので、株主総会の取消し事由、取消し訴訟を提起できる、こういうお答えですね。

そこでお尋ねしたいんですけど、それじゃ、例えばJR西日本の定款がないとして、定款に特段の定めがないことを前提にして、例えばJR西日本本店が大阪にあります、札幌で株主総会を開くことは許されるんですか。あるいは、極端な例として、ケープタウンで開くことは許されるんですか。どこまでの範囲が、どこからが著しく不公平で、どこまでが会社の取締役に任された範囲なのか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 株主の定款の中でお決めになられればいいと思います。

○前川清成君 定款に定めのない場合はどうなるんですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 株主の定款の中でお決めになられればいいと思います。

○前川清成君 定款に定めのない場合はどうなるんですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 定めたらよろしいんじゃないですか。

○前川清成君 定めていない場合。

○国務参考人(寺田逸郎君) これは、前川委員の御指摘ももちろん分からぬことではないわけでございます。ただ、もう常識的には、現在の本店の所在地あるいはそれを隣接する地というのが基本的に許されているわけでございますから、もし非常に安全にいきたいということであれば、それは現行法と同様のところが取られることになるかと思われます。

しかし、会社によつてはそれ以外の合理的な理由があつてその他の地を選びたいというところもあるわけでありまして、それぞれその合理的な理由というのが分かりやすければそれでよろしいわけであります。

今回は、様々御意見を中小企業の方、大企業の方に伺つた中で、やはりこの開催地は自由化してほしいという御意向が非常に強かつたものですからこのようにいたしたわけであります、このこ

とが非常に当事者にとって混乱を招くということ

はない、非常に保守的にいかか、あるいは合理的な理由を追求してその地を選ばれるかは、それぞれの会社の御意向によるということにならうかと思います。

○前川清成君 今局長の御答弁の中で、中小企業を中心にして株主総会の開催地を自由にしてほしいという意見があつたというふうにおっしゃいましたけれども、それはどのような理由、原因に基づいてそのような意見があつたんでしようか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 地域によりましては、私どもが承知している範囲では、株主総会の場所を選ぶのが大変に大変だということがござります。もし、その株主の多数の出席を得ようとしてしまって、それなりのホテルあるいは会場というのを確保しなきやならないわけでございますが、それは都市によつては必ずしも容易ではない。もう少し分かりやすく言つてしまえば、関東近郊の都市でやつても、東京の方が株主総会やりやすいということもあるわけございます。そういうような場所を選びやすいところがあります。

もう一つは、中小企業の中でも、むしろ株主総会に出席すべき株主というのは限られていると、それなら何も本社で一々やることはないのであつて、その人たちが集まりやすい場所でやらせてほしいという御意向もまた別におりになる。このよう、まあそれぞれの会社の規模によつてそれをお選びになる理由は違いますけれども、それなりの合理的な理由というのをそれぞれ追求されているわけでござります。

○前川清成君 この問題について最後にお伺いしたいんですが、寺田局長で結構ですが、八百三十一条で言う「著しく不公正なとき。」とはどのようないふ場合を指すのか、定義をお答えください。
○政府参考人(寺田逸郎君) これは、この株主総会の開催地に限つてみましても、これを規定できれば元々そういう法律に規定してしまうわけがございますので、完全に規定し切ることがでないといいます。まあ、いろいろバリエーションがあつ

て、事実によつてそれが不公正に当たる、当たらぬというものはむしろ裁判所でお決めいたくだ必要があります。そういうことでこのような「不公正な」というような非常に抽象的な、かつ幅広い範囲でそれが該当する可能性があるような用語を選んでいるわけでございます。

○前川清成君 もういいです。

○政府参考人(寺田逸郎君) ここはこういう規定の仕方をあえて選んでいるわけでございます。

○前川清成君 会社法規の二百九十八条の一項五号に、前号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項とあります。この法務省令で定める事項が何かをお尋ねするのではありません。なぜ一項五号で「法務省令で定める事項」として法務省令に委任しているのか、その理由を大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 会社法規第二百九十八条第一項第五号によりまして法務省令に委任されている事項は、株主総会を招集する場合において招集者が決めなければならない事項のうちの一部である。その具体的な内容は、国会における

会社法案の……

○前川清成君 内容は聞いていない。

○国務大臣(南野知恵子君) はい。

○前川清成君 今、内容は聞いていないですよ、大臣。

大臣、僕、今あえて断つて、内容はお聞きしません。なぜ法務省令に委任するんですか、委任する理由をお答えくださいと言つてはいるんです。

○前川清成君 よ。(発言する者あり)

○国務大臣(南野知恵子君) これは技術的なこと

でござりますので、事務方で答えていただきたいと思います。

○前川清成君 いや、僕は技術的なことを聞いていません。なぜ法務省令に委任するんですかと

いう根本的なところをお聞きしている。

○国務大臣(南野知恵子君) この問題点は実務上の要請に基づく技術的なことでありますので、そ

ういう技術的な事項としてその具体的な要件が省

令に委任されているわけであります。

○前川清成君 大臣、今のお答えは明らかに矛盾

していますよね。五号は何も掲げていないんです

よ。何も掲げていないのに、どうして技術的なこ

とだつて言えるんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 株主総会を開催する場合に、どのような事項を定めて事前に株主に知らせなきやならないかということは、これはそれ非常に多様にわたるわけでございます。基本的なことはここで一号から四号で決めているわけでございますけれども、なおそれで必ずしも十分でないことも会社によつてはあるわけでございま

すので、そういうことを法務省令で更に付け加え示すわけでございますので省令で定めると、こ

ういう格好を取つてはいるわけでございます。

○前川清成君 寺田さんは頭のいい方だから、今

あえて論点をぼかされたと思ひます。

○前川清成君 寺田さんは頭のいい方だから、今

あえて論点をぼかされたと思ひます。

○前川清成君 二百九十八条の一項に掲げた事項を事前に通知しないなかつたら株主総会の決議取消事由になるん

です。明確に決めておく必要があるでしょ

う。明確に決めておく必要があることを、どうして法務省令で定めるなんかできないでしょ

う。ここに、二百九十八条の一項に掲げた事項を事前に通知しないなかつたら株主総会の決議取消事由になるん

です。明確に決めておく必要があるでしょ

う。明確に決めておく必要があることを、どうして法務省令に委任するんですか。株主総会の取消し

になるかならないかという大変重要なことだか

ら、四項に統いて、四号に統いて列挙すれば足り

るんじゃないですかと、いう質問ですけれども、大臣、いかがですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、大臣、いかがですか。

○前川清成君 ここで決めなければいけないわけあります。そ

うしないとこれは法律違反になつてしまつわけでござりますが、その決めるべき事項というの是非

によって変わることがあるわけでございます

で、機動的に対応しなきやならない事項もあるわ

けでございます。例えば、例を挙げて申し上げる

と分かる……

○前川清成君 もういいです。いいです、時間がないから。

○政府参考人(寺田逸郎君) そういうわけでございます。

○前川清成君 三百二十九条の二項についてお伺いします。

○国務大臣(南野知恵子君) おつしやられたのは第三百二十九条の二項でございますね。

○前川清成君 この問題点につきましては、細目的な事項でありますので、これは省令に委任しているというこ

とでございます。

○前川清成君 大臣、これ、どの点が細目的なんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これはもう申し上げるまでもないかもしれません。現行法には何ら規定がないところでございます。それで、その規定を設けるに当たりまして、法律上はおっしゃるところ補欠の役員の選任が可能であつて、その選任手続として株主総会の決議が必要であるというとおりです。

○前川清成君 おつしやられたのは一体いつまでになるのだろうかといふことを理解していただきかなきやならないわけでございますので、そのような細かいこと

も十分でないような事項がございます。例えば、選任の効力というのは一体いつまでになるのだろうかといふことを理解していただきかなきやならないわけでございますので、そのような細かいことにつきまして更に付け加えて省令で定めて、これを守つていただきたいということにする予定でござります。

○前川清成君 大臣、今は法務大臣でいらっしゃいますが、法務大臣であると同時に國會議員でいらっしゃいますので、是非その点肝に銘じてお考

○前川清成君 これ、法務省の寺田さんは十分分かつてお答えになつてていると思いますけれども、基本的に違いますよね。現行の二百三十七条ノ三の一項は、その他正当の事由あるときはこの限りにあらずと、こう決めています。だから、正当事由があるかどうかを最終的に決定するのは裁判所ですね。で、三百十四条は、「その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合」と決めている。裁判所が、この場合には説明できなくとも仕方がない、当然だと思つても、法務省令に列挙していなかつたらそれは違法な説明義務違反になつてしまふ。

最終判断権者が裁判所から法務省に移つているという点で根本的な違いがあるんじゃないですか、大臣。

○國務大臣(南野知恵子君) 会社法案の三百十四

条に関しましては、実質的な改正をしているかどうかにつきましては、法務省令に委任した趣旨

が、取締役等が正当な理由という抽象的な事由を

理由として不当に説明を拒絶することがないよう

にすることにあるのですから、少なくとも現行法

の実質は維持しておりますし、これに加えて株主

の権利をより保護する方向での概念の明確化を図

ろうとしているものと言うことができるというふうに思つております。

○前川清成君 違うんですよ、大臣。お答えして

いるの、論点が違うんです。最終判断が裁判所か

ら法務省に移つていてるんです。

大臣が就任以来繰り返し強調されてい

る司法改革というのは、役人による事前規制型の

社会を改めましよう、事後チエック型の社会を

つくつていきましたよと、こういうことなんですね。今この会社法で行われているのは、事後

チエック型、裁判所による最終判断、事後チエック型だった二百三十七条ノ三が「法務省令で定める」となつて、事前規制、役人に丸投げに根本的に変わつていいんです。その方針、立法のやり方が間違つていいんじやないですかと、司法改革と日ごろおつしやつてある大臣の姿勢と矛盾して

いるんじゃないですかという質問です。いかがですか。

○國務大臣(南野知恵子君) 内容を見てみますと、先生がお比べになられた分についてはそれはどの差異というものはないというふうに思つておられます。

○前川清成君 いや、それ答えてくださいよ。そんなん、質問続けられないので、このままじゃ。

○政府参考人(寺田逸郎君) 二つ申し上げたいと思います。

一つは、おっしゃるところ、これは最終的には

もちろん裁判所でお決めになる際の一つの根拠となる条文であることは確かでございますけども、

例えば損害賠償というような最終的にその……

○前川清成君 聞かれていないことはいいですか。損害賠償なんて聞いていないじゃないじゃないですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 最終的に裁判所で典型的に判断されること以前に、この規定と

いうのは、株主総会のその場で判断されるということの規定の重要度というのが非常に高いわけ

あります。つまり、どちらかというと、正に会社の関係者にこそこの規定の名あて人という意味で

の性格が強いわけでございますので、できるだけ

はつきり、単に正当事由というだけでなく、かみ砕いて分かりやすくした方がいいという判断が

もう一つ。ただし、もちろんその場合に、最終

的に裁判所がこのような一般条款でもつてこの規定の解釈をすることを許さないということは私ども

もも立法政策上は適当でないと思いますので、省令の中の一項目といたしまして、もちろん最後、

包装的に抽象的な規定を置くつもりであります。

○前川清成君 寺田さんのおつしやつてること

も矛盾しているじゃないですか。三十分ほど前に、私は株主総会どこでやりますかとお尋ねしました。

「著しく不公正なとき」というのはどういう場所ですかと、そうでないと株式会社の社長さん皆

お困りになりますよとお尋ねしました。一義的な条文を置くべきでないですかとお尋ねしました。

それに対して寺田さんは、そんなことは決めませんと、裁判所で最終的に決めてもらうんです

と、そうおっしゃつた。三十分たつて、今度は、

一義的に決めておかないと困るから法務省で決めることです。矛盾しているじゃないですか、おつ

しゃつてていることが、三十分後には。

○政府参考人(寺田逸郎君) 確かに両方とも株主

総会の際に決まればいい事項でありますと、明確性は高ければ高いほどいいことは確かでございます。

しかし、株主総会の場所というのは、基本的にはどこで開催するかということにそれほど当事者が悩むバリエーションがあるわけではありません。ある範囲の中で、一体Aがいいのか、Bがいいのか、Cがいいのかということを事前に悩まされる度合いは少ないだろうと。むしろ、当事者が合理性を十分認識されて株主総会の場所をお選びになるんですから、当事者の第一義的な判断権というのを尊重してもいいんではないかというが私どもの考え方でありますし、また当事者の御要望でもあつたわけでございます。

そういうわけで、こういう言わば株主の保護のための規定とそのような株主総会の場所における非常に例外的な効力を否定する場合の規定というの

のは分けて考えてよろしいのではないかというの

が私どもの考え方でございます。

○前川清成君 三百三十九条の二項、役員の解任について、「正当な理由がある場合」と書いてあります。正当な理由として法務省令が定める場合は書いていません。ここではどうして法務省令

は出てこないんですか。

○國務大臣(南野知恵子君) この会社法案の三百三十九条の二項、これは、取締役等が任期の途中で解任された場合には、原則としてこれによつて生じた損害賠償を請求することができるものの、

正当な理由がある場合には請求することができない旨を規定しております。この条項は、株主に若干の付け加えあるいは若干の除外というのがあ

取締役等の解任の自由を保障する一方、取締役の任期に対する期待を保護し、両者の利益の調和を図ろうとする趣旨の規定であります。

そして、ここで言う正当な理由というのは、一般的に取締役等の職務の遂行上、法令や定款に違反する行為があること、取締役等に心身の故障があ

るんですけど、矛盾しているじゃないですか、おつ

しゃつていることがあります。しかし、それであります。

○前川清成君 あのね、大臣、僕、一番最初に、大臣も国会議員でいらっしゃるから、こういう趣旨ですよと、これは野党 民主党にかかわらない

く、与党の皆さんにも関係あるんですよと、出題

の意図も明示した上でお聞きしているんです。二百三十九条二項の意味を答えてくださいと言つて

いるんじゃないんです。あつちこつちで法務省令で定めるとき、法務省令で定めるときとさんざん

出てくるのに、どうして三百三十九条の二項は出でこないんですかという質問です。

次に、寺田さん、三百八条の一項のただし書、

ここで議決権が行使できない場合が書いています

が、この三百八条一項の括弧書きの規定も、子会

社に関する二条三号の寺田さんの前回の御答弁にて

従え、議決権の四分の一以上を有する人々かん

ぬんはこれは全くの例示でありますよと、結局は經營を

実質的に支配することが可能な関係があるかどうか法務省令で決めますと、こういう意味で解釈す

ることになるわけですね。はいかいいえで結構です。

○政府参考人(寺田逸郎君) はいでもいいえでもございませんで、前回も申し上げたとおり、あくまで例示でございますけれども、しかしそこに示された例示というのは基本的な考え方を示す例示になるわけであります。したがいまして、それが柱になるわけでありますけれども、そこから更に

ると、こういうのが、こういう、その際に省令で定めることの非常に大きな機能的な意味であります。

○前川清成君 この会社法案全体で何か所、政令あるいは法務省令で委任しているのか、数をお答えください。

○国務大臣(南野知恵子君) これは、会社における政令、法務省令の委任事項の数でございますが、政令委任事項は二十一、省令委任事項は約三百であります。

○前川清成君 約三百というものは、三百より多いんですか、少ないですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 二百九十八でござります。

○前川清成君 どのような場合に、例えば三百十四条のように法務省令に委任すると書いてあって、どのような場合は三百三十九条二項のように法律ですべて定めているのか、お答えください、場合分けを。場合分けの基準を。

○国務大臣(南野知恵子君) 会社法案におきましては、技術的、細目的事項であつて法律レベルで規定することが必ずしも適当とは言えない事項について省令に委任しております。政務省令に委任しております。例えば株主総会の招集通告を電磁的方法……

○前川清成君 大臣、もう結構です。はい。

○国務大臣(南野知恵子君) いいですか。はい。

○前川清成君 それでは、技術的、細目的事項というのはどういう事項を指すのか、お答えください。

○国務大臣(南野知恵子君) 例えば、株式会社の招集通知を電磁的方法によって行なうことです。株主総会の招集通知を電磁的方法によって行なうことです。株主の承諾を得る方法については技術的事項にわたるということです。政令に委任しております。

○前川清成君 や、大臣、私がお聞きしているのは、技術的、細目的事項というのはどういう事項ですかと、それをお答えいただかないとどんな場合が技術的、細目的事項なのか判断することがあります。

○政府参考人(寺田逸郎君) お答えください。

できませんと大変困難なことになるわけでございますけれども、基本的な権利義務の設定、罰則の付加も含めまして、そういうことはこの技術的、細目的事項ではあり得ないわけであります。むしろ、どちらかといいますとその時々の情勢によって変わり得る機動的な規定の仕方が必要なというものが正にこの技術的、細目的事項の特徴となるわけでございます。

○前川清成君 ちょっと寺田局長の御答弁がよく分からなかつたんですけど、今のお答えは、技術的、細目的事項の定義は答えられない、ただし罰則を定めるようなことは技術的、細目的な事項じやないと、こういうお答えですか。もう一度はつきり。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私は否定的な概念で申し上げたわけであります。むしろ、機動的な対応が、基本的なことが決まつていて決めるべきやいけない事項を技術的、細目的事項と理解をいたしております。

○前川清成君 会社法案の三百四十八条三項四号、ここにおいて取締役の職務を書いています。次の事項については、各取締役に委任することができませんと、こうなっています。四号は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を取締役の職務にしています。法務省令で定める体制の整備が取締役の仕事になります。

○前川清成君 いや、大臣、私がお聞きしているのは、大臣おつしやつたとおり、刑法の特別罪として九百六十条があるわけですよ、大臣。

○前川清成君 で、会社法案の九百六十条の一項三号、取締役が自己又は第三者の利益を団り又は会社に損害を

与える目的でその任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を与えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処すると、まさしく罰則を決めています。

例えばある取締役が会社に損害を与える目的で法務省令に定める体制の整備を行つたとき、いや、怠つたとき、行つたじやなくて怠つたとき、これは会社法案九百六十条によつて十年以下の懲役に処せられてしまう。すると、罰則に関しても、罰則の内容、構成要件についても実は法務省令で決めることになつていて、この会社法。いかがですか、大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) 会社法案の第九百六十一条は刑法二百四十七条の背任罪の特別規定でございまして、取締役等の役員等が株式会社との信任関係に違背し又は株式会社に財産上の損害を加える行為について刑法上の背任罪よりも重く処罰する趣旨の規定であります。この条項で言ふように背く行為とは事務処理における会社との信頼関係に違背する行為を意味しておりますので、今先生がおつしやつたような罰則が付いているという。

○前川清成君 その最後は何ですか。罰則が、罰則が。

○国務大臣(南野知恵子君) 罰則、先生、今お金おつしやいましたね、十年以下の懲役若しくはとおつしやつた、そういうものでございます。

○前川清成君 罰則が科せられるんですか、科せられないんですか。どっちですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 背任行為をし、当該株式会社に財産上の損害を与えたときは、十年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

○前川清成君 大臣、そのお答えいただきたいことは僕も十分分かつていて、その上でお聞きしているんです。大臣おつしやつたとおり、刑法の特別罪として九百六十条があるわけですよ、大臣。

○前川清成君 委員長、僕の質問したことに答えてもらつてください。そんな明治以来のことなん

係に背いて、本来やるべき仕事をやられて会社に損害を与えたとき、それは特別背任になりますよというのが九百六十条の条文なんです。

そこはよく分かっているんですが、三百四十八条の三項四号で、ほかにもあるんですけど、役員、取締役のやる仕事の中身を法務省令で決めているんですよ、法務省令で。すると、その法務省令に定められたことをやらなかつたら、大臣おつしやるよう、懲役に処せられるわけです。だから、今、寺田さんは罰則については法務省令で決めていませんと、罰則にかかるようなことは法務省令では決めていませんとおつしやるけれども、おつしやるけれども、正に罰則自体を、こんなことをしたら刑務所へ行かなければなりませんよという罰則自体を法務省令で決めているのが三百四十八条の三項四号なんです。ここまでいくと、何が何でもやり過ぎじゃないですかと。国会は法律を決めるというのは、これは中学校で習うことですかと、それが今守られていないんじやないんですか、大臣。

○委員長(渡辺孝男君) 寺田民事局長。

○前川清成君 いや、大臣です、こんなこと。

○国務大臣(南野知恵子君) 会社法案の九百六十一条におきましては、取締役等が自己若しくは第三者の利益を団り又は株式会社に損害を加える目的でその任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは十年以下の懲役若しくは一千円以下の罰則に処し、又はこれを併科する

と、先ほど読んだとおりでございますが、罰則の全部又は一部が省令に委任されているわけではなく、また背任罪における任務解怠責任の内容につきましては明治以降多数の判例の集積がございまして、その内容の明確性についても問題がないものと考へておりますので、罪刑法定主義に反するものではないと考へております。罪刑法定主義の、ではない。

○前川清成君 委員長、僕の質問したことに答えてもらつてください。そんな明治以来のことなん

か聞いていませんから。

○國務大臣(南野知恵子君) はい。でも、読ませてください。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほど私が申し上げましたことは、罰則にかかることを決めてはならないということではなくて、罰則それ自体の根拠というものを示す規定ということは省令で委任されているという、そういう状況をつくり出してはならないと言っているわけであります。つまり、法律で全く罰則についての規定はなく、委任を受けたとするその省令でこれこれはこれこれに罰するというようなことは、これは許されないわけであります。

しかし、ここでは、大臣も今申し上げたとおり、基本的なことを法律で決めている。その基本的にのことというものは、正に罰則はこういう場合にこういう付加をするということであります。そういう場合のうちのある一ヵ所が、会社にとつてこのことを取締役はしなきゃいけないということを決めているわけでありまして、そういう例は現行法でも、例えば違法配当を始め幾つかあるわけでありますして、そのこと 자체が罪刑法定主義に反するということはないというように私どもは理解をいたしております。

○前川清成君 そんな話をするために今まで三十

分もわんわんやつてきたんじゃないでしょう、寺田さん。寺田さんに言つていただかなくて僕も知っていますよ。刑罰を法務省令で定めたらあかんって、そんなの憲法に書いていることじやないですか。そんなことを聞いているんじやなくて、何が、どこからどこまでは法律で決めるんですか、どこから先は法務省令で決めるんですか、それを答えてくださいと。そうでなかつたら、国会が立法府としての機能を果たすことができないでしゃうということを申し上げているんです。

じゃ、それでどこまで決めるんですかといふ

うにお尋ねしたら、技術的、細目的な事項はですか

答えになつた。技術的、細目的な事項は何ですか

と。それ自体は答えられないけれども、刑罰に関

することは決めませんと、そうおっしゃつたの

で、その答えは矛盾していますよというので今一

例をお示ししたんです。一例をお示しして、寺田

さんの答弁が破綻していることが明らかになつた

途端、憲法の明文の条文を持つてこられる。そん

なことないです。

だから、はつきり答えてください。どういう場

合については政令で決める、委任している、どう

いう場合は法務省令で委任している。そうでな

かつたら、こんな審議なんかやめて、会社に関する

ことはすべて法務省令で定めると、そうやつた

らしいじやないです。大臣、いかがですか、こ

れ。立法府の存在が今問われているんです。

○國務大臣(南野知恵子君) 今先生方に議論いた

だいておりますので、これ国会の審議をしていた

ばかりですが、大臣、いかがですか、こ

れ思っておりますが、罰則の一部につきまして政令

に委任することは一般的に禁じられているわ

けではなく、法令、法律による委任の範囲内にお

いて省令が定められるなどの条件を満たしている

限りにおきましては許されるものと考えております。

○前川清成君 揚げ足は拾いたくないですけれども、寺田さんの御答弁ですからあえて申し上げますけれども、大臣、今大臣は罰則について政令

禁止されてませんと、そうおっしゃいました。そ

れは確かに憲法にそう書いています。

○前川清成君 本當にもう残念ですが、ロスタイル

ムを過ぎていると思いますのでこれで終わらせて

いただきますが、これは大臣も国會議員として、

与党の先生方も是非お考えいただきたいんです。

何から何まで政令で決める、何から何まで法務省

令で決めるとなると、国会なんて要らなくなりま

すから。今、民主主義の在り方自体が問われてい

る、こういう法律の規定の仕方で民主主義の在り

方自体が問われているんだということを是非与党

の先生方も御認識賜りまして、私の質問を終わら

せていただきます。

ありがとうございました。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫と申しま

す。

○國務大臣(南野知恵子君) 私がちよつと言ひ間違つておりますして、罰則の一部についての政令と

民主主義じゃないでしようか。その点はいかがで

すか。

○前川清成君 それじゃ大臣、今のお答えを前提にお尋ねしますけれども、この会社法案においては、法律のどのような委任に基づいて政令に一部委任し、どのような事項について法務省令に委任

しておられます。

○國務大臣(南野知恵子君) はい。でも、読ませてください。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほど私が申し上げましたことは、罰則にかかることを決めてはならないということではなくて、罰則それ自体の根拠というものを示す規定ということは省令で委任されているという、そういう状況をつくり出してはならないと言っているわけであります。

法律で全く罰則についての規定はなく、委任を受

けたとするその省令でこれこれはこれこれに罰す

るというようなことは、これは許されないわけであります。

しかし、ここでは、大臣も今申し上げたとお

り、基本的なことを法律で決めている。その基本

的なことというのは、正に罰則はこういう場合に

こういう付加をするということであります。そう

いう場合のうちのある一ヵ所が、会社にとつてこ

ういうことを取締役はしなきゃいけないというこ

とを決めているわけでありまして、そういう例は

現行法でも、例えば違法配当を始め幾つかあるわ

けでありますして、そのこと 자체が罪刑法定主義に

反するということはないというように私どもは理

解をいたしております。

○前川清成君 そんな話をするために今まで三十

分もわんわんやつてきたんじゃないでしょう、寺

田さん。寺田さんに言つていただかなくて僕も

知っていますよ。刑罰を法務省令で定めたらあか

んって、そんなの憲法に書いていることじやない

ですか。そんなことを聞いているんじやなくて、

何が、どこからどこまでは法律で決めるんです

か、どこから先は法務省令で決めるんですか、そ

れを答えてくださいと。そうでなかつたら、国会

が立法府としての機能を果たすことができないで

しゃうということを申し上げているんです。

じゃ、それでどこまで決めるんですかといふ

うにお尋ねしたら、技術的、細目的な事項はですか

答えになつた。技術的、細目的な事項は何ですか

と。それ自体は答えられないけれども、刑罰に関

することはありませんと、そうおっしゃつたの

で、その答えは矛盾していますよというので今一

例をお示ししたんです。一例をお示しして、寺田

さんの答弁が破綻していることが明らかになつた

途端、憲法の明文の条文を持つてこられる。そん

なことないです。

だから、はつきり答えてください。どういう場

合については政令で決める、委任している、どう

いう場合は法務省令で委任している。そうでな

かつたら、こんな審議なんかやめて、会社に関する

ことはすべて法務省令で定めると、そうやつた

らしいじやないです。大臣、いかがですか、こ

れ思っておりますが、罰則の一部につきまして政令

に委任することは一般的に禁じられているわ

けではなく、法令、法律による委任の範囲内にお

いて省令が定められるなどの条件を満たしている

限りにおきましては許されるものと考えております。

○前川清成君 揚げ足は拾いたくないですけれども、寺田さんの御答弁ですからあえて申し上げますけれども、大臣、今大臣は罰則について政令

禁止されてませんと、そうおっしゃいました。そ

れは確かに憲法にそう書いています。

○前川清成君 本當にもう残念ですが、ロスタイル

ムを過ぎていると思いますのでこれで終わらせて

いただきますが、これは大臣も国會議員として、

与党の先生方も是非お考えいただきたいんです。

何から何まで政令で決める、何から何まで法務省

令で決めるとなると、国会なんて要らなくなりま

すから。今、民主主義の在り方自体が問われてい

る、こういう法律の規定の仕方で民主主義の在り

方自体が問われているんだということを是非与党

の先生方も御認識賜りまして、私の質問を終わら

せていただきます。

○前川清成君 それじゃ大臣、今のお答えを前提

にお尋ねしますけれども、この会社法案においては、法律のどのような委任に基づいて政令に一部委任し、どのような事項について法務省令に委任

しておられます。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫と申しま

す。

○國務大臣(南野知恵子君) 私がちよつと言ひ間違つておりますして、罰則の一部についての政令と

民主主義じゃないでしようか。その点はいかがで

すか。

○前川清成君 それじゃ大臣、今のお答えを前提

にお尋ねしますけれども、この会社法案においては、法律のどのような委任に基づいて政令に一部委任し、どのような事項について法務省令に委任

しておられます。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫と申しま

す。

○國務大臣(南野知恵子君) はい。でも、読ませてください。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほど私が申し上げましたことは、罰則にかかることを決めてはならないということではなくて、罰則それ自体の根

拠というものを示す規定ということは省令で委任さ

れてはいるという、そういう状況をつくり出しては

ならないと言っているわけであります。

法律で全く罰則についての規定はなく、委任を受

けたとするその省令でこれこれはこれこれに罰す

るというようなことは、これは許されないわけであります。

しかし、ここでは、大臣も今申し上げたとおり、基本的なことを法律で決めている。その基本

的にのことというのは、正に罰則はこういう場合に

こういう付加をするということであります。そう

いう場合のうちのある一ヵ所が、会社にとつてこ

ういうことを取締役はしなきゃいけないというこ

とを決めているわけでありまして、そういう例は

現行法でも、例えば違法配当を始め幾つかあるわ

けでありますして、そのこと 자체が罪刑法定主義に

反するということはないというように私どもは理

解をいたしております。

○前川清成君 そんな話をするために今まで三十

分もわんわんやつてきたんじゃないでしょう、寺

田さん。寺田さんに言つていただかなくて僕も

知っていますよ。刑罰を法務省令で定めたらあか

んって、そんなの憲法に書いていることじやない

ですか。そんなことを聞いているんじやなくて、

何が、どこからどこまでは法律で決めるんです

か、どこから先は法務省令で決めるんですか、そ

れを答えてくださいと。そうでなかつたら、国会

が立法府としての機能を果たすことができないで

しゃうということを申し上げているんです。

じゃ、それでどこまで決めるんですかといふ

うにお尋ねしたら、技術的、細目的な事項はですか

答えになつた。技術的、細目的な事項は何ですか

と。それ自体は答えられないけれども、刑罰に関

することは決めませんと、そうおっしゃつたの

で、その答えは矛盾していますよというので今一

例をお示ししたんです。一例をお示しして、寺田

さんの答弁が破綻していることが明らかになつた

途端、憲法の明文の条文を持つてこられる。そん

なことないです。

だから、はつきり答えてください。どういう場

合については政令で決める、委任している、どう

いう場合は法務省令で委任している。そうでな

かつたら、こんな審議なんかやめて、会社に関する

ことはすべて法務省令で定めると、そうやつた

らしいじやないです。大臣、いかがですか、こ

れ思っておりますが、罰則の一部につきまして政令

に委任することは一般的に禁じられているわ

けではなく、法令、法律による委任の範囲内にお

いて省令が定められるなどの条件を満たしている

限りにおきましては許されるものと考えております。

○前川清成君 それじゃ大臣、今のお答えを前提

にお尋ねしますけれども、この会社法案においては、法律のどのような委任に基づいて政令に一部委任し、どのような事項について法務省令に委任

しておられます。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫と申しま

す。

○國務大臣(南野知恵子君) はい。でも、読ませてください。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほど私が申し上げましたことは、罰則にかかることを決めてはなら

いということではなくて、罰則それ自体の根

拠というものを示す規定ということは省令で委任さ

れてはいるという、そういう状況をつくり出しては

ならないと言っているわけであります。

法律で全く罰則についての規定はなく、委任を受

けたとするその省令でこれこれはこれこれに罰す

るというようなことは、これは許されないわけであります。

しかし、ここでは、大臣も今申し上げたとおり、基本的なことを法律で決めている。その基本

的にのことというのは、正に罰則はこういう場合に

こういう付加をするということであります。そう

いう場合のうちのある一ヵ所が、会社にとつてこ

ういうことを取締役はしなきゃいけないというこ

とを決めているわけでありまして、そういう例は

現行法でも、例えば違法配当を始め幾つかあるわ

けでありますして、そのこと 자체が罪刑法定主義に

反するということはないというように私どもは理

解をいたしております。

○前川清成君 そんな話をするために今まで三十

分もわんわんやつてきたんじゃないでしょう、寺

田さん。寺田さんに言つていただかなくて僕も

知っていますよ。刑罰を法務省令で定めたらあか

んって、そんなの憲法に書いていることじやない

ですか。そんなことを聞いているんじやなくて、

何が、どこからどこまでは法律で決めるんです

か、どこから先は法務省令で決めるんですか、そ

れを答えてくださいと。そうでなかつたら、国会

が立法府としての機能を果たすことができないで

しゃうということを申し上げているんです。

じゃ、それでどこまで決めるんですかといふ

うにお尋ねしたら、技術的、細目的な事項はですか

答えになつた。技術的、細目的な事項は何ですか

と。それ自体は答えられないけれども、刑罰に関

することは決めませんと、そうおっしゃつたの

で、その答えは矛盾していますよというので今一

例をお示ししたんです。一例をお示しして、寺田

ふだんは財政金融委員会にいるもんですから、
ねしたいと思います

今日 法務委員会で初めて差し替えて審議をさせ
ていただきましたが、非常に張り詰めた雰囲気の
中で質問させていただくので私もやや緊張してお
りますが、是非お手柔らかにお願いしたいと思い
ます。

今回の会社法案の改正の、いろんな項目にわざつていろいろと改正されております。そして、

○政府参考人(井木隆志) お答え申し上げます
株式の持ち合いについての御質問でございますが、民間における調査の結果でございますが、これによりますれば、日本企業における持ち合い株式等の安定保有比率は、一九九四年度には四五%でございましたが、二〇〇三年度には二四%と大幅に低下をしてきているという状況でございます。

○政府参考人(振角秀行君) そうです。
○富岡由紀夫君 機関投資家の中に法人株主がある
るという……
○政府参考人(振角秀行君) いやいや、違います。
○富岡由紀夫君 どういう認識なさうですか。二つ

いたんですか 安定株主として五〇%以上の会社
がこのアンケート調査では何%を占めているの
か、そして三〇%以上の安定株主として持っている
会社が全体の何%を占めるのか。事前に通告さ
せていただいていたと思うんですが、いかがですか。

○富岡由紀夫君 その持ち合いの一四%というあ
れなんですけれども、持ち合いの定義というのは

○政府参考人(振角秀行君) それぞれ別でございまして、全体を一〇〇とした場合、機関投資家が三四・五%，そのほかに事業法人等というものが二一・八%となつてはいる。それで、機関投資家

○富岡由紀夫君 これが分からないと次の質問と
いうか、全体の質問構成が切り立たなくなつてしま
うんですけども、まあちょっとこれは後でお
示ししながらお話をしたいと思います。
それでは、社員株主というものが株主総会には
もでは承知いたしておりません。

とか、いろんな利益の配分の状況とか、あといろんな内部監査機構のいろんな問題とか、そういう

ふうに理解しております。○富岡由紀夫君 それでは次に、金融庁にお伺い

○富岡由紀夫君 ちよつと詳しい内容はまた後で
お伺いしたいと思いますが。

すか、社員株主の機能についてお伺いしたいと思います。法務省さんです。お願ひします。

体が私は機能するものだというふうに思つていま
す。

○政府参考人(振角秀行君) それではお答えさせ
ていただきたいと思います。
お尋ねにありました法人株主でございますけれ

○國務大臣（南野知恵子君） 法務省といたしましては、これは上場企業における株主の分布の状況等については特に把握はしておりません。

○富岡由紀夫君 民間の調査機関の結果であれどお答えできるということで先日お話ししたときに

○富岡由紀夫君 株主総会での役割はどういう機能を果たしていらっしゃるんですか。
○政府参考人(寺田逸郎君) これは様々で、私はもは具体的にそれがどういう機能を果たしている様々ございますので、一種の安定株主として機能しているというように私どもは理解をいたしております。

在の時価ベースで二一・八%となつてゐるところ
でございます。

続きまして、機関投資家については、その範囲をどこまでとするかにもよりますけれども、同じ

調査によります金融機関を仮に機関投資家としてとらえた場合、その金融機関の株式保有比率で見ますと、同じ平成十六年三月末現在で時価総額ベースで三四・五%となつておるところでござります。

ますけれども、二四%、十年前は四五%でございましたので、かなり低下しているというように認識いたしております。

○富岡田紀夫君 それと、これもちょっと事前にお話ししていたんですけど、会社側がいろんな議案、株主総会において議案を提案しますけれども、それが一般的に否決される比率、若しくは株主提案が承認される比率というのは実態としてどう

のぐらいだというふうにとらえていらっしゃるん
でしようか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これも詳しくは承知
いたしておりませんけれども、ほとんどないとい
う実態であろうかと私どもは推測いたしております。

○富岡由紀夫君 ほとんどないというのは多分正
解だと思います。あと、非常にちょっと残念だつ
たのは、実態についてもっと詳しく皆さん御理解
していただきたいのかなというふうに思つたん
ですが、余りそうじやないというのが私の受けた
印象です。

さつき質問しました安定株主の比率でございま
すけれども、商事法務というところが調査した結
果によりますと、五〇%以上の安定株主を持つて
いる企業というのが大体全体の企業の半分、約五
〇%以上あるんですね。ほとんどの企業が安定株
主をもう持つていると、半分以上の議決権の五
〇%ですよ。ですから、何でももうこれで決定で
きちゃうということです。さらに、その三〇%ぐ
らいまで下げる、八割以上の企業が安定株主を
持つてているというような状況でございます。
私の知つてある会社では、これは上場もち
ろん企業でございますけれども、上位五十社の議
決権を全部集めると、それだけで全体の議決権の
七割、八割簡単に集まってしまうというのが大き
な上場企業の中の株主総会の実態でございます。
ですから、会社側提案が否決されるなんといふこ
とはあり得ないんですね。いろんな経営方針を出
しても、その経営方針が否決されるなんといふこ
とはあり得ない、役員が解任されるなんといふこ
とはまさしくあり得ない、こういう実態でござい
ます。ですから、これはもう株主総会が全く機能
していないと言わざるを得ないというふうに思つ
ております。

後ほど質問させていただきますが、MアンドA

の防衛対策について経済産業省さん、何かいろい
る指標を出しましてけれども、大前提となつてい
るのはやっぱり株主総会が機能しているというこ

のとなんですが、それが機能していいんです。こ
れについて実態を皆さん余りよく御存じない中で
いたしておませんけれども、この形

化している株主総会を具体的に機能させるには
どのような対策を考えいらっしゃるのか、この

法案の改正の中で織り込んでいらっしゃるのか、
具体的に法務大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(南野知恵子君) 通告をいただいてお
りませんので、今ここでお話しするところと正
確を欠くと思いますので。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、
株主総会というものの機能というのが今非常に重
要になるわけでございます。

今回、この会社法を作るに当たりましては、基
本的に、株主総会の権限というのが、二百九十五
条でございますが、一切のものにわたるというよ

うにいたしております。また、基本的には取締役
会というもので代替せざるを得ないところが大会
社についてはあるわけでございますけれども、そ
のような大会社においてもやはり株主総会という
もののチェックというものが大事でございますの
で、これは取締役を選任するという形で一番機能
するわけでございます。

そこで、取締役の解任の要件というのを、從前

は三分の二の特別多数決でございましたけれど
も、会社の御意向によつてはこれを半分、過半数
で解任することができるというようにして株主総
会における株主の取締役に対する権限の強化とい
うものに努めているわけでございます。

○富岡由紀夫君 大臣に昨日通告した紙をお見せ
させていただきたいと思うんですが、形骸化の対
策についてお尋ねするということでお話ししてい
たんですが、答弁、事前に聞いてないということ
はどういうことなんですか。まずちょっと教えて
いただきたいと思います。

○委員長(渡辺孝男君) 南野法務大臣、じゃ、答
えますか、手違いなら手違いで。南野法務大臣。

○國務大臣(南野知恵子君) 済みません。何か内
部でのミスであるのかも分かりませんが、今

ちょっと答弁探しております。

○富岡由紀夫君 済みません。先週金曜日です
ね、皆さん、部屋に来ていただきまして、この内

容については具体的にお答えをいたくようにお
願いしています。さつきの法人、安定株主の問題
と、あと形骸化対策についての問題、これが前提

で議論今しようと思っています。それが聞いて
ないということになると質問ができないんですね
が、委員長、ちょっと対応をお願いしたいと思う
んです。(発言する者あり)

○委員長(渡辺孝男君) じゃ、速記を止めてくだ
さい。

[速記中止]

○委員長(渡辺孝男君) 速記を起こしてください
い。

それでは、南野法務大臣。

○國務大臣(南野知恵子君) 申し訳ありません。
通告を受けていなかつたというのはこちらの手違
いでございましたので、取り消させていただきました
いというふうに思います。

株式会社の形骸化ということについてのお尋ね
で、株主総会の形骸化に関するお尋ねというこ
とでよろしくお尋ねください。

○富岡由紀夫君 はい。

○國務大臣(南野知恵子君) 株主総会における
意思の決定やチェック機能は、安定株主、一般株
主の区別なく、株主全体の意思が反映されること
が重要であります。したがいまして、現時点にお
いて安定株主が多数を占めていることがあるとい
うことが直ちに株主総会の形骸化につながるとは
考えておりませんけれども、株主総会の形骸化の
防止は会社法制の重要な課題の一つでありますの
で、今後とも必要な検討を行ってまいりたいと考
えております。

○富岡由紀夫君 済みません、その本会議での答
弁をそのまま読んでいただいて、二度も聞かせて
いただいてありがとうございます。

私は、その本会議の答弁を受けて今日質問させ
ていただいております。具体的な中身が国会、本
て法人株主がいて、本当に一般投資家の個人株主

会議での答弁でなかつたのですから、今日、具
体的にお伺いしたいということで事前に通告を申
し上げて、それで法務大臣にいろんな実態を調べ
てもらって、それを教えてもらつた上でそれにつ
いての対策をお伺いしたいというふうに思つてい
ます。

先ほどちょっと論点すれただんですけれども、取
締役の解任決議が三分の二から二分の一になつた
というんですが、これは定款の変更によってまた
三分の二に上げたりすることはできるんですか。
○政府参考人(寺田逸郎君) これはその会社がど
ういう考え方を取るかという定款自治の一環とし
て今回導入したものでございますので、当然のこ
とながら、会社は従前と同じ三分の二を要求する
ということも定款上できるそういう定款を作る
こともできるということでございます。

○富岡由紀夫君 要は、その一部だけを取り上げ
て、これが形骸化防止対策になつたと、している
んだという答弁はまやかしかと私は思つておりま
す。実態は、定款が変更によって今までと同じよ
うにもできるし、そもそもそんなことは問題じや
なくて、さつき言つたように、安定株主がどれだ
けいて、五割以上の安定株主持つてゐる会社が、
半分以上の会社がそういう会社だという中で、今
のような議論、たとえ三分の二から二分の一にし
たつて余り意味ないんですね。実際に株主総会
なんて出てきている定足数というか、その問題を
考えると、安定株主比率なんてもつと低くたつて
会社側提案というのは何でも通つてしまつという
のが実態なんです。そういうことも、土台とな
るところを無視していろんな議論しても何の意味
もないというのが私の思いでございます。

本当に、一般株主が全然、何というんですか軽
視された今まで、それが今回の改正で少しは改善
されているのかと、その点を私はお尋ねしたいと
いうふうに思つてゐるんです。

改めてお伺いしますけれども、今後、株主総会
の形骸化、要するに安定株主がいて社員株主がい
るの形骸化、要するに安定株主がいて社員株主がい

の権利というものが守られるのか、どのように守つていくつもりなのか、南野法務大臣、そして関係、経済産業省の関係の皆さんにも私はお伺いしたいと思います。本当にMアンドAの防衛策が取締役の保身のために取られるんじゃないか、それが本当にどうやって一般株主軽視につながるなりということが言い切れるのか、お伺いしたいと思います。安定株主対策を取らないでそれが本当にできるのか、安定株主対策を根本的にどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) まず、各省にお尋ねでございますが、私の方からまず最初にお答えさせていただきます。

この安定株主対策というものを法律のレベルで考えますとなかなか難しい問題があるわけでございます。先ほど申したのも一つでございますけれども、私どもとしては基本的にはやはり会社の株主の方々に関心を持つていただくというのが第一でございます。そのためには、やはり会社の情報報をできるだけ外に出していくというのが一つの方向だらうというふうに考えておりまして、今回、会計に関しまして会計参与を導入いたしましたり、あるいは決算公告を義務付けたりいたしまずが、そういう会社の情報開示というものがこの会計の分野に限らず多く行われていくというのが今後の一つの、株主総会あるいは株主の権利の擁護のために必要なことだらうというふうに考えております。

○政府参考人(舟木隆君) お答え申し上げます。

私どもで企業価値研究会を設置いたしまして買収防衛策について検討をしたわけでございますが、その検討の中で、やはり先ほど申しましたように、持ち合い株式等の安定保有比率、これがこの十年で四五%から二四%に大きく下がっていると、こういったことを背景に、やはり友好的な買収のみならず敵対的な買収も生じるような環境になってきてはいるんではないかという認識を持つております。それで、いわゆる敵対的買収に対し

う検討をしてきましたわけでございます。その際に、やはり先生おっしゃいましたように、株主の意思というものが極めて重要な一つとして企業価値それから株主共同の利益の確保、向上の原則というものを示しておるわけでございます。

それで、この具体的な防衛策を個々の企業で決める場合にも、やはり株主総会の決議によりこの防衛策を導入するとのをまず具体例として第一に勧めているわけでございます。また、株主総会の決議によらずに取締役会の決議により導入する場合も、株主の意思を、株主の意思が十分に反映されるよういろいろな工夫をするべきであるというふうにしておるところでございます。また、この買収防衛策の措置の導入につきましても株主の意思というものが極めて重要であるというふうに考えておるところでございます。

○富岡由紀夫君 流みません、今一つ、お二方からお伺いしたんですけども、私、本会議でも質問させていただいたんですが、今の株主総会の形骸化対策について情報公開が必要だということで会計参与の導入と決算公告の話いたしましたけれども、これは全くお門違いの話であって、それほどつらかというと閉鎖会社というか譲渡しない会社であつて、そつちの問題なんですね。

それと、今議論しているのは、公開会社、要するに経営者と資本家、投資家が違う会社の場合の話しているんですけれども、今言つたのはどつちかというと小規模な投資家と経営者がイコールの会社についての今お話をいたんだ、そういうまやかしの答弁というのは私は本当に納得できないというのがつくづくこの中で思いました。

具体的な公開会社、株式をちゃんと公開して、要するに具体的に言うと東証一部、二部上場とか

大抵の上場会社、こういった会社の株主総会の形骸化についてどう考えているのか、ということをお尋ねしているんです。

南野法務大臣に、もう私見で結構でござりますので、どのように対応を考えたらいいのか教えていただきたいと思います。（発言する者あり）私は今議論させていただいているんですけどけれども、まずは実態を皆さんに知つていただきたいといふうに思つております。しゃんしゃん株主総会がどれほど多いのか。具体的には、議案の決議のされ方、社員株主が異議なしと言つた際に、株主総会を実行するといふことはござります。

○富岡由紀夫君 私はファイルムで拝見したことはござります。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私はファイルムで拝見したことはござります。

○富岡由紀夫君 やつぱり、問題となつてゐる安定期対策というか、株主総会の形骸化について私は今議論させていただいているんですけどけれども、まずは実態を皆さんに知つていただきたいといふうに思つております。しゃんしゃん株主総会がどれほど多いのか。具体的には、議案の決議のされ方、社員株主が異議なしと言つた際に、株主総会を実行するといふことはござります。

○國務大臣(南野知恵子君) 株式会社が形骸化するということは、これはもう一番いけないことであろう。もつともっといい形の中で株主が総合的に力を出し合いながら会を盛り上げていくといふような、株式会社を盛り上げていくということが一番いいことであろうと思ひますけれども、複数の会社が提携するときに信頼関係を築くために株主の持ち合いが使われるということであれば、それも企業価値の面から望ましい、いろいろな形式の持ち合いがすべて悪いことであるというわけではありませんけれども、経営者の保身のために株主の持ち合いが使われるということであれば、それを企業価値の面から望ましい、いろいろな形を整えながら株主の在り方というものを高めていくつほしいと思つております。

○富岡由紀夫君 ちょっとお伺いしたいんですねが、株主総会、公開会社、上場会社の株主総会に出席されたことはござりますでしょうか。

○國務大臣(南野知恵子君) 行つたことありません。

○富岡由紀夫君 先ほどお答えいただいた寺田さんはいかがですか。

際見てください。そういうのを見ないと、多分議論しても意味ないと思います。そういうた実態を知らないでこういう法律、分厚い法律作つても、全く実態と懸け離れているんですね。

さつき、経済産業省さん、企業価値研究会の方が研究するに当たつてヨーロッパ見てきたというふうにおっしゃつていましたけれども、何を見て来たかというと、もう株主総会の機能をしていいかしていないか、それはもう前提で行つてゐるわけですよ。違うところだけ見てるんです。まさしくここに書いてある。どういうレポートをまとめたかというと、株主総会、株主の意見を最大限反映しないといけないと、株主がやつぱり中心になつて、やっぱりその企業の利益について株主に問うて、それで判断を仰がなくちやいけないということになつてゐるんですけど、その実態のベースのところがそういう状況だということを是非理解した上でレポートを作つていただきたいと思います。こんなに立派ないろんな意見書を出されても、そのベースとなるところがぐちゃぐちゃであれば全く意味を成していらないというのが私の実感でございます。

是非、実務というか、現場をごらんいただきたい上でいろいろと対策を練つていただきたいと思います。せつかくこんな分厚い立派な法案を作つているわけですから、そのベースとなるところをちゃんと機能させるような具体的な対策を取つていただかないと、これはもう議論が進まないというのが私の意見でございまして、これ以上お伺いしても多分もう進まないと思うんで、次の質問に行きたいと思います。

これも、余り言うともう嫌らしくなるんで、どうしようかな、どうしようかと思うんですが、内部統制システムについてのお尋ねをさせていただきたいと思います。

具体的な内容について、内部統制システムを義務化しておりますが、やはりこれは独立性とか、経営陣に対する独立性が必要だと思うんです。が、具体的な内容を、国会の本会議のときにもお

答えていただいていることがありますけれども、具体的内容はお答えいただいておりませんので、改めてこの場で具体的な内容についてどのようにお考えしているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) この点は、本会議でお尋ねに対しまして、現在の委員会等設置会社における省令事項を参考に決めると申し上げました。

具体的に、じゃ、どういうことになるかと申し上げますと、現在の、例えば委員会等設置会社においては監査委員会の職務の遂行のために必要なものといたしまして定める事項でございますが、実際には監査委員会の職務執行を補佐する使用者のものをどういうように独立させるかということ非常に注意を払っているわけでございます。

○富岡由紀夫君 今監査委員会のお話ありました

でございます。そういう今回の委員会等設置会社以外の監査役会設置会社においても、このような内部統制システムについて基本的に今委員会等設置会社とパラレルの事項を決めるつもりであります。

○富岡由紀夫君

その社外の基準というのはどう

か。取締役とそれは兼任もちろんするわけですか。取締役と兼任してもよろしいんですか。

○富岡由紀夫君

その社外の基準なんですか。

○富岡由紀夫君

その社外の基準というの

は

う。

○富岡由紀夫君

その社外の基準

は

○國務大臣(南野知恵子君) 先生御指摘のその優先株式の発行に際しては、会社、発行会社である子会社の定款変更が……(発言する者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(渡辺孝男君) 速記を起としてください。

○國務大臣(南野知恵子君) じや、済みません。

すか。

○委員長(渡辺孝男君) じゃ、速記を止めてくだ

さい。

○委員長(渡辺孝男君) 速記を起こしてください

卷之二

○国務大臣(南野知恵子君) 拒否権条項が付された種類株式は平成十三年商法改正により導入され

たものであります。この種類株式は、議決権の

過半数を取得することができない少数派の株主が

自らの利益を守るために出資額は少なくとも

ことができる株式を用意するために導入された

と。そして、拒否権条項付き株式はその発行に既存の株主の意欲次第で十分に反対される制度によつて

存の株主の意欲が十分に反映される制度となつておりますし、少数派株主の保護という観点からも

有用な制度であると認識しており、すべての会社

に適切かどうかは別として……（発言する者あ

○委員長(渡辺孝男君) ちょっと静肅に、ちょっと

と静謐に。

○国務大臣(南野知恵子君) 法律の規定の上でこれに制限を加える必要はないというふうに考えて

おります。(発言する者あり)

○委員長(渡辺孝男君) ちょっと静粛に。

○高岡由紀夫君　お尋ねしたことじやないことを、次に聞こうとしたことをお答えいただいて驚

いているんですけども、今の話について、回答

になつてないんで、もう一度お願ひいたします。

メントすることは避けたいとは思いますが、特定の株主がある企業の窮状を救うために非常に特殊な地位に立つ、それによって全体の企業のファイナンスが成立するという場面において、そういった判断も一つ企業としてはもちろんあります。

ただ問題は、親会社がどうかということです。いますが、親会社は株主としてその黄金株を導入した際の企業の判断というものについて一定の機能は持っていたわけですが、少數株主が、親会社の少数株主だけじゃなくて、親会社の大株主もみんな同じことだと思うんですね、今の話です。これ、具体的な例で挙げましたけれども、実際にそういうことが起きている以上、こういった法整備の、持ち株会制度の矛盾点、これについて対策を講じないというのはどうなのかということを私は問題提起させていただいているんです。

そういうことが実際に起きていて、そういう株主が自分たちの株主としての権利が剥奪されたような状況が起きているんです。これが今回、会社法の改正によって手当てされていないんですけれども、その点についてどのようにお考えなのかとということをお伺いしているわけでございます。

改めて、法務大臣、今のような欠陥状況、持株会制度の欠陥状況についてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(南野知恵子君) 企業結合法制の課題については、今後検討を行つてまいりたいと思います。

○富岡由紀夫君 至急お願いしたいと思います。結合法制について、さつき話、御回答の中でも黄

金株の話言わましたので、ちょっとその点お伺いしたいと思うんですが。

べらいは手当でしないといけないと思ふんですが、いわゆる多重的代表訴訟でござりますけれども、この点についてだけでも早急に手当でを取るべきだと思つてゐるんです。この点について、先ほど南野法務大臣、結合法制については具体的にこれから検討されるとおっしゃつてゐるんでありますけれども、その中でこの多重的代表訴訟についての検討についてどういうお考えを持つてゐるのか、お伺いしたいと思います。

○**国務大臣(南野知恵子君)** 関連省庁とも検討しながら、その問題についてはまた検討してまいりたいと思っております。

○**富岡由紀夫君** もうお時間、時間も迫つてしましましたので、(発言する者あり) まだまだありますけれども、行きたいと思います。

これは金融庁さんにもちよつとお伺いしたのですが、今回のようなHFJホールディングスの株式が今上場されているんですが、これについて一般投資家は、今度HFJホールディングスの株を買おうとしたときに、どういうことをどういうふうにちゃんと注意されているのか。間違つて買つて、実は買つたけど全く株主総会では議決権が効力を発生しないような株式を売つちゃうことになると思うんですけど、その点について、何といふんですか、証券市場ではどのようなちゃんと説明義務が果たされているのか、お伺いしたいと思います。金融庁さんにお伺いしたいと思います。

○**政府参考人(振角秀行君)** お答えいたします。

基本的には、東証とか市場開設者が株主にいろんな影響が与える事項についてはきちっと開示するよう公開規則を定めておりまして、そういうことによりまして開示されているというふうに承知しております。

○**富岡由紀夫君** 具体的にどういった書面によつて開示されているんですか。

○**政府参考人(振角秀行君)** 済みません、それについては事前に通告いたしましたでしようか。ちょっと、後日、それは必要があればちょっと御説明に伺いたいと思いますけれども。

○富岡由紀夫君 M アンド A ジャやなくて防衛手段の話の中でお話をしたと思うんですが、まあ準備されてないということであれば結構でございますけれども。

要は、目論見書とかそういう中で説明がしてある話になつてていると思うんですが、具体的にそういう黄金株を発行されているということは説明はされていると思うんですが、具体的にそういう議決権がないということまでちゃんと一般投資家に対して説明がされているのかどうか、これを私はお尋ねした次第でございます。その点について、分かる範囲で結構でございますので、お答えいただければと思います。

○政府参考人(振角秀行君) ちょっとと今手元に資料がございませんので、ちょっとと、至急確認をお答えしたいと思います。

○富岡由紀夫君 次に、経済産業省さんに改めてお伺いいたします。

やはり同じような事例でベルシステム二四という会社が第三者割当て増資をして、そのとき、これもやっぱりいろんな問題が起きました。要は、どういうことかというと、第三者割当て増資をして既存株主の持ち株比率を半分以下にしちゃって、第三者がいきなり筆頭株主、五〇%以上の筆頭株主になつたという事例でございます。

これは裁判になつて、著しく不公正なる方法によるものとは認められなかつたという形でその発行が認められたわけでござりますけれども、これ、一般の中では非常におかしいんじゃないかということで議論になつてしているところでございますけれども、お伺いしたいのは、これちょっと法務大臣にお伺いしたいんですが、そういうふた、これからは原則自由になつてきて、いろんなことが司法判断にゆだねられることが多くなつてくると思うんですが、その司法判断というものが限界というものがないのか、すべて今の法制の中で堪え得るものなのか、M アンド A の防衛に関連してちょっととお伺いしたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 必ずしもちょっと御

質問の趣旨を正確に理解しているかどうか分からせんが、新株予約権あるいは新株の発行による企業防衛といいますのは最終的に争われ得るものでございまして、それは不公正な発行ということになりますと、その差止めを受けるということ等によって、司法判断の場で、司法の場で判断を受けるわけであります。

その際に、今のスキームがそれで十分かということでございますが、私どもいたしましては、基本的にやはり司法の判断の積み重ねとしてあり得るところを事前に企業の方にいろいろお考えいたたく必要があるということで、経済産業省の方でガイドラインを企画されまして、私どもの方と共にで、一定の現在の理論的な到達水準のごく最大公約数的なところをお出ししたところでございまして、やはりそういうものが具体的にないと、企業の方で御判断の上で非常にお迷いになる、実際の企業防衛について機能としては限界があるという、そういう思いからでございます。

しかしながら、最終的にもちろんそれは司法の場で争われるわけで、その場合に不公平な発行という抽象的な概念だけでいいかどうかということは非常に難しいところでございます。しかし、これはこれまでの積み重ねもあり、今後の積み重ねもあり得るところでございますので、そういう司法の判断ということを前提にいろいろ考えてまいりたいと思っております。

○富岡由紀夫君 済みません。ちょっとよく分からなかつたんですけど、経済産業省さんにもお答えいたく予定だつたんですけども、ちょっとお時間がないので、今まで分かつたということになります。しますというか、次の質問にさせていただきます。

決算公告について是非ちょっとお伺いしたいんですが、法務大臣さんに、事前にこれもお伺いしていますが、今まで決算公告についてちゃんとしなかつた場合は過料が科せられる、これは本会議でもお答えいただいておりますけれども、百万円以下の過料が過ち料として科せられるというお話を

せられたことはあるんですか。

○國務大臣(南野知恵子君) 件数ははつきりと、過料でございますね、これは商法違反事件に係る過料の執行の件数、またそのうち決算公告義務違反件数に係る過料の執行の件数については把握しておりますが、それとも、過料事件全体の執行の件数としては、平成十四年五月八千四百十八件、平成十五年六万六千五百九十九件というようなことが示されております。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、決算公告義務違反ということの統計は取られておりませんけれども、東京地裁の商事部、民事八部で商事過料事件全体を統計ございます。これは約それ一萬件から數千件の間で推移しておりますが、決算公告の義務違反というのはほとんどないというの私が私どもの認識でございます。

○富岡由紀夫君 ほんとしないというふうに私も事前に伺っていたんですが、ゼロだということで伺つておりました。要は、過料ということがこの中でうたわれているんですけどれども、これはもう改正する前からうたわれていたんですけど、実際それが執行されたことは全然ないというような実態でございます。

今後もそれでいいのかというところが私の質問の趣旨でございまして、要は、最低資本金制度がなくなつて、今まで、株式会社では少なくとも一千万円以上の資本金は持つているだろうということで取引の相手方はその会社の信用度の判断にある程度、一千万円以上あるんだということを少しはそれが役に立つていただと思うんですけど、これから最低資本金制度がなくなつて、取引する相手にとっては、やっぱりその会社の信用度を判断する上で決算公告の重要性というのは非常に高まつてくると私は思つております。

それに対しても、こういう状況の変化に対して、過料の執行というか、過料を科す、その適用をこれからはやるようにならないのか、具体的に法務省さんが非訟事件手続法に基づく申立てをする予

定はないのか、お伺いしたいと思います。

七

○國務大臣(南野知恵子君) 決算公告の重要性につきましては、これは現段階においてまだ関係者における認識が十分ではなく、その履行も十全なものではないというふうに承知いたしているところでございますが、したがいまして、このような状況の下では、直ちに決算公告義務違反があれば必ず罰則を掛けるとの扱いをすることは関係者に無用の混乱を生ぜしめるおそれがあると、必ずしも適切ではないというふうに考えますけれども、したがいまして、まずは関係者が決算公告の重要性に対する認識を深めて、各会社が自発的にこれを行うような環境をつくることに努め、その後の状況に応じて決算公告義務を怠る者に対して過料規定の実効性の確保も含めて適切な措置をとるよう図つてまいりたいというふうに現時点で考えております。

○富岡由紀夫君 非常に、質問がちょっと十分できなくて残念なんですけれども、以上、これまで時間になりましたので、質問は終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○木庭健太郎君 会社法、重要な法案でございますし、多くのいろいろな課題があつていろんな点で野党の皆さんからも鋭い質問もいただいておりましたし、いろいろ問題点も指摘をいただいておりましたが、全体としてはやはり久しぶりにきちんとこの会社法というものが一つの形でまとまつたと、この成立へ向けて我々与党は頑張らなくちゃいけないという決意を固めながら質問をやつておきたいと思います。

個別的事項を少し今日は何点か御質問をさせていただいて、質問にしたいと思います。

一つは、取締役の問題について今日はお尋ねをしたいと思うんです。現行の商法におきましては、取締役の欠格事由のところで、破産手続開始の決定を受け復権せざる者は取締役になれないと定めておるわけでございます。今回の法案では、この破産者を欠格事由から除外することとなりま

昨年、通常国会でございましたが、破産法案が審議された際にも、私自身、これは見直す必要がある旨の指摘をさせていただきましたし、今回ようやくそれが実現の運びになつたと私自身は思つておるわけでございますが、そこで、まず現行法で破産者が欠格事由とされている理由について局長から伺つておきたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 御指摘のとおり、現行法では欠格事由とされているわけでありますけれども、これは破産財団に係る財産について管理処分権を有しない破産者というものが会社財産を管理、処分する取締役になるというのは問題があると、こういう視点で現行法のようになつていてものでございます。

○木庭健太郎君 破産法というのは、破産者の手元に残る財産、つまり自由財産の問題でございまが、この問題についても、法改正によってこの自由財産の範囲を拡張するなど、言わば事業者の再起に配慮した見直しが破産法の中でもこれ既に行われておりますし、もう一つ大きかったのは、昨年の臨時国会でございました。このときには、包括根保証の禁止を盛り込んだ民事改正法の審議が行われた際にも、言わばどう経営者が再挑戦できるかというような必要性がうたわれ、これが一つの大きなテーマになつていたと私は思いますし、その意味で、今回この取締役の問題、欠格事由の見直しというのもそうした再起可能な社会づくりの一環として位置付けられたものではないかと思いますし、そういった意味では意味のある改正だと思いますが、改めてその趣旨と意義について伺つておきたいと思います。

○大臣政務官(畠田茂之君) 委員御指摘のとおりでございまして、先日の連合審査の際に、浜田委員だったと思いますが、今の経済情勢、七軒び八起きと言わわれているけれどもイチコロだというような御指摘があつて、やっぱりそういう状況はきちんと直していくべきだという御指摘がありま

する欠格事由のうち、破産者に関する規定につきましては、破産者に再度の経済的再生の機会をできるだけ早期に与えることが有益である、また特に破産者が免責決定を得るまでに相当の期間を要する場合が少くないところ、中小企業においては経営者が会社債務を個人保証していたために会社の倒産に伴つて破産に至るケースでは、早期に会社の取締役として経済的再生の機会を得させる必要性が大きいことなどにかんがみまして、破産者を欠格事由から外すこととしたものであります。

なお、破産者であることが欠格事由から除外、除かれるとしましても、取締役の破産により当該取締役がその地位を失うことには変わりはございません。この破産者を取締役に選任するためには改めて株主総会の決議が必要であることから、破産の経緯等に照らしまして取締役の適格性がないというふうに株主が判断する場合にはその者を選任しないということができますので、特に問題は生じないものと考えております。

○木庭健太郎君 もう一つ、この取締役の問題で一つ大きな争点にもなつてまとめられた問題が、取締役の任期という問題でございました。

法案では、委員会設置会社以外の株式会社では原則として二年、委員会設置会社では十年ということにした上で、一年、「ごめん」一年とした上で、株式譲渡制限会社については、定款の定めによつて十年まで延ばすことができるというふうになつてゐるわけでございまして、これは正に、どう、この株式譲渡制限会社の機関設計におけるこの最大の争点の一つがこの任期の問題だったと私も認識はしております。

これ、要綱試案の段階からいろいろな議論がございました。有限会社の規律に合わせて任期をなくすべきだという意見もあつたことも事実でございまして、まずお聞きしておきたいのは、現行の株式会社等におけるこの任期制度の概要及び実態、有限会社については取締役の任期がなかつた理由

○政府参考人(寺田逸郎君) まず、現行法制でございますが、株式会社の取締役の任期というのは最長で二年、委員会等設置会社では一年、おつしゃつたとおりでございまして、有限会社の取締役の任期には制限ございませんが、実態は株式会社のうち譲渡制限、株式の譲渡制限をしている会社においては株主の変動も頻繁ではないために、実際にには株主総会における再任決議というのは非常に形式的、先ほど株主総会の形骸化というお話をもございましたけれども、形式的なものとなつていることが多いというように私どもも承知をいたしております。

有限会社も、実際にもう選任の際に任期を定めないのが一般的であろうというよう理解をいたしております。有限会社にそもそもなぜ任期がないかということをございますが、これは有限会社においては社員の地位の譲渡に会社の承諾を必要としていて株主の変動が頻繁でないと、社員間の人的信頼関係が非常に強いという、そういう類型の会社でございますので任期制度を設けず、その代わりとして取締役の解任決議の要件を普通決議として、経営者に問題があれば容易に解任することができる、こういう仕組みを取っているものでございまして、有限会社のどちらかというと閉鎖性ということが理由になつているものと理解をいたしております。

○木庭健太郎君 そういつた現状を踏まえてなのかどうか、よく理解はできるとも言ひ切れないんですけれども。

とにかくこの要綱試案の段階でこの任期の問題については、取締役会を置く会社、つまり大きな会社ですね、これでは法定の制限を課すということを要綱試案の段階では出しておりましたが、逆に取締役会を置かない会社では任期を定めないと最初の要綱試案ではなつていたようでございました。これが最終的には十年で落ち着いたということに、法案を見ればそのとおりでござりますが、

その間の議論の経緯についてお伺いしておきたい
と思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) おつしやるとおり、今回、有限会社を株式会社に統合するということことで、こういう中小企業の取締役の任期がどうなるかということは非常に大きな争点、焦点でございました。それで、一方では、おつしやるようにな

この閉鎖的な類型の会社の実態というものを見る
と、これはなかなか取締役の任期というものを課すのは難しいんじやないかという御議論で、試案の段階ではそういう議論が言わば優勢だったわけ
でございます。

しかしながら、全くこれについて任期を株式会社でありながら課すことをやめてしまうというのもどうかということが専門家の間にも非常に強い御批判もございまして、そこでどうやつたらこれが折り合えるかということについて議論がなされたわけでござります。そこで最終的には、原則的な形態というのは二年にながらも、しかし非常に長い期間、非常に長い期間であるにしても任期を一応は定めないと、やはりチェックをするという建前に合致しないのではないかという議論に収

束したわけでございます。
では、その非常に長い期間というのは何年かと
いうところでございまして、最終的にはそれを十
年としたわけですが、これは、十年とい
うのが何が決定的かということはございませんけ
れども、十年ぐらいであれば中小企業の方々もそ
うむちやくちゃな御負担ではないだろうというう
うな意見が中小企業の関係者の間にも出まして、
そこで十年で折り合つたということでございま
す。

○木庭健太郎君 逆に、その株式譲渡制限している会社の場合、これは株主も相当多い会社もある中で、今度はその任期が十年延ばせるということにしてしまうこと自体は、やはり会社にとってみると今度はガバナンスを弱めるといったような批判も出てくるんだろうと思うんです。

回これを十年ということに延ばせるということにした理由、これも明確にしておいていただきたい

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、
その全く逆のお立場もあるわけでござります。し
かし、やはり中小企業の実態を見てこの取締役の
任期を二年、四年、五年というような期間に定め
ると思います。

るには大変御負担であると。

味で無駄な御負担をお掛けするのはどうかといふこともあつたわけでございまして、そこで相当長い期間まで延ばせるとということに落ち着いたということになるわけでございます。

○木庭健太郎君 また、この点に関しましてもう一点確認しておきたいのは、休眠会社の整理期間の問題でございます。

この休眠会社の整理期間について、改正が併せて行われているというふうに承知をいたしておりますが、これについても、今は現行法では五年

でございますが、これが十二年に延長されることになるわけでございまして、これについても理由を明確にしておいていただきたいと思います。
○政府参考人(寺田逸郎君) 現行法では、おつしやるとおり、この休眠会社の整理期間というのには二年に一度は株式会社に変更登記が取締役に閲してされるということを踏まえまして五年ということにされているわけでございます。今度、それが最長十年の取締役の任期ということがあるのでありますと、相当その任期の前提にして長い期

間でないと休眠していると言えないわけでござりますので、この点についていろいろ議論があつたわけでございますが、最終的にはその十年をやや超える期間であります十二年ということになつたわけでござります。

この休眠会社の整理につきましては、これまで度々株式会社については整理がされておりまし

て、有効に機能しております。今後も、期間は長くなりますが、一つの会社実態というものが

を踏まえた法制の在り方として機能させていきた
いというふうに考えております。
○木庭健太郎君 まあ取締役の問題、いろいろ
聞かせていただきましたが、もう一つ、今日は特
別清算の問題についても整理してお尋ねをしてお
きたい

きたいと思います。
これは、倒産法制の問題についてはもう平成八年からの課題でございまして、ここからスタートして全体的な見直しをずっとやつてまいりまして、破産法そのものは昨年の通常国会で成立をい

たしておるわけでござりますが、最後に残された
テーマが商法上の特別清算と会社整理の問題だと
いうふうに認識をしておるわけでござりますが、
この問題につきましても平成十五年の年末から倒
産法部会でこの特別清算分科会が設置されて検討
されてきたと承知をいたしておりますが、分科会
ではいろんな議論なされているようでござります
が、この分科会における議論の経緯、概要、これ
についても御説明をいただいておきたいと思いま
す。

○副大臣(滝実君) 今、特別清算につきましては、委員御指摘のとおり、平成十六年の年明けから倒産部会の下に特別清算分科会が設けられまして、そこで議論をいたしてまいりました。要は、特別清算が余り知られてないと、こういうようなところから出発しているように思います。

そこで、特別清算を利用できる会社の範囲を、現行の会社は株式会社あるいは株式会社に準拠する相互会社というふうに限定されていますけれども、これをもう少し広げる余地はあるのかどうか

とか、そういうようなところから始まっているわけでございますけれども、結論的に申しますと、利用できる会社は現行の範囲内でいいんじゃないだろうかと、そういうようなことでございます。それからもう一つは、特別清算開始の申立てでございますけれども、これを、会社に申立て権を認めたらどうかと、こういうような議論もあつた

わけでございますけれども、現在の個々の清算人
に申立て権が認められておりますよな。清算人は

従前の取締役がそのまま清算人になり得るわけでござりますから、改めて会社に申立て権を認めなくてもいいと、こういうようなことで、この辺のところは現行どおりと、こういうことでござります。

ただ、少し変わつてまいりましたのが、できるだけ広く使ってもらうと、こういう立場から、清算人の行為の適正を確保するための規制ということで、従前の監査委員の制度あるいは債権者集会での決議というものを、これを廃止いたしまし

で、重要な行為をする場合には裁判所の許可事項
というふうに切り替えております。
それから二点目は、協定の可決要件、これは從
前はというか現行は四分の三以上だったんでござ
いますけれども、この新会社法では三分の二とい
うことと、議決権の同意要件を下しております。
要するに、特別清算を利用しやすくなると、こう
いうようなことでこの新会社法に取り入れている
というのが実態でございます。

ントとかちよつと御説明をいただいてしまったんですけれども、特別清算つて、なかなか普通の人、分かりにくいんですよ。したがつて、この特別清算の利用実態とか問題点とか、そういうのを踏まえて今回こういう点を見直したという、もう副大臣からかなり答弁はございましたが、そいつた点もまとめて局長の方から御答弁をいただきたいし、また、まあそこまでにしますか、今まで。そこまで説明していただきたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) ちよつと一部繰り返

しになるわけでございますが、特別清算、これは清算の中では債務超過の疑いがある等の特別の手続になるわけでございますが、まず債権者、清算人、監査役、株主から裁判所に對して特別清算開始の申立てがされるわけでございます。裁判所によつてこの開始の命令がされれば、清算人が裁判所の監督の下で会社の事業を終了させるための

事務、債権の取立て、債務の弁済を行なうわけでございます。つまり、普通の清算に比べますと裁判所の監督があるという点に特徴があるわけでございます。

もう一つは、会社は必要に応じまして協定案というのを作成いたしまして、多数決で債権者集会でその決定がなされ、これが確定するとその協定の内容に従いまして債権者の権利が変更されると実行、清算事務の終了、そういうプロセスになるわけでございます。

この特別清算の実際の利用でございますけれども、原則として取締役が清算人になること、手続が柔軟であること、費用が比較的安いということ、メリットはあるわけでございますけれども、全体の利用自体は百件単位でございまして、現在のところは年間三百件から三百五十件程度でございます。利用されない理由としては、先ほど副大臣の方から申し上げましたけれども、なかなか内容を理解することが難しくて、運用について余り専門家がないというところもあるうかというふうに理解をいたしております。

○木庭健太郎君 先ほど副大臣から説明ございましたように、今回はこの協定の可決要件を変えていますね。今までは四分の三以上の同意という、議決権者の、そういうものがあつたものを、法案では議決権の三分の二以上ということで、要件がかなり緩和されていますが、これ、緩和されて少しは増える見込みがあると見ていらっしゃるのかどうか、どうでしようか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは今回の一つの大きなポイントでございます。従前のその議決権の総額の三分の二以上のところを、そもそも出席者の定足数というものを変えているところでございます。それから、議決権の総額の三分の二といふところも変わっているところでございます。

それで、改正後の利用見込みでございますが、現時点ではもちろん正確に予測することは困難で

ございますが、いろいろな倒産手続は、この多数

決について緩和することによりまして、ある程度の利用の増加というのが見られるわけでございます。殊に民事再生法においてはそうだったわけでござります。その他の点もございますので一概には申せませんけれども、利用そのものは増加するだろうというように見込んでおります。

○木庭健太郎君 その一方で、会社の整理という会社再建のための制度、いわゆる会社整理というのが今回廃止されることになったわけでござりますが、これも、利用の現状と廃止の理由について伺つておきたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 会社の整理でござりますけれども、これは支払不能、債務超過のおそれ、あるいはその疑いがある株式会社を再建するための制度でございまして、実際に民事再生法の施行によりまして、それまでは十件から四十件程度あつた利用がほとんどなくなってしまったわけでございます。

この整理の制度は、多数決の原理が採用されておりまして、全員の債権者の同意が必要になるために非常に使いにくいというようなところがございまして、先ほど申しましたように、民事再生法は法人個人を問わず利用できると、こういう人気が非常に高い制度でございますので、そういう現状においてなかなかこの会社の整理というものを今後どうしていくかということについて積極的な御意見は見当たらなかつたわけでございます。

○木庭健太郎君 今日はまず、合同会社についてお聞きをいたしました。

最初に大臣に、今回、新たに合同会社を設立をした理由についてお聞きをいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの合同会社制度といいますのは、株式会社のように出資の比率に応じて配当等を決めるのではなく、例えば、高い技術を持つている社員に厚く配当をすることができるようになります。柔軟な経営が可能な有限責任の法人制度の創設が必要であるという近年のベンチャー企業等からの要請にこたえるために新設するものでございます。

具体的には、合同会社は、創業段階のベンチャーエンタープライズ、それから少数の出資者により異なる種類の財産を出資して創設されるジョイントベンチャー、また、資産を証券化、流動化するための特定目的会社、これはPSCと言ふようですが、SPCと言うようですが、これに利用されるものと予想しております。

○井上哲士君 アメリカやイギリスなどのLSC、LLPの成功を見習ったものだと思うんです
が、米英でこのLSCなどが非常に爆発的に普及をしたのは、パスマルク課税という税制上の優遇を行つております、平成十一年には民事再生法が、平

成十二年には民事再生法等の一部を改正する法律及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

が、また平成十四年には新しい会社更生法が、また平成十六年には新しい倒産法が、それぞれ成立し、いずれも既に施行されています。そして、今回の会社法案におきまして、残された課題あります特別清算の見直しと会社の整理の廃止を行つておき、御指摘のとおり、これにより一連の倒産法制の見直し作業は当初の目的を遂げることになるものと考えております。

今後につきまして、破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算の手続等の運用状況を注視しつつ、必要に応じて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○政府参考人(寺田逸郎君) おつしやるとおり、外國におけるこの合同会社、類似のLSC等においては、課税において、今委員の御指摘のように、バススルーリー課税、つまり構成員自身に課税するということが取られているようございます。

その点を理由にしてこの合同会社、LSC、あるいは組合そのものでありますLSCを支持なさるお考えがあつたことは、これは私ども事実であると承知をいたしております。

しかしながら、合同会社についての御要望というのはそれだけではございませんで、組合的な規律によって運営され、しかも、有限責任である会社というものについてそれなりのメリットをお感じになられるという御意向でございました。

実際には、例えば株式会社との比較で申し上げますと、内部規律を定款によりまして非常に自由に設計することができるわけでございます。必ずしも出資額に応ずるということではなく利益の配当がされるというようなことでございます。それから、持ち分譲渡、入社組合員の加入、定款、組合契約の変更というのを全員一致という組合的な規律になるわけでございますので、その当初の出资者の権利というものが非常に強くここで守られるという、そういうメリットもあるわけでございま

措置が最大の理由だと言われております。

日本本経団連も二〇〇〇年の商法改正の提言の中でも、このLSCの問題で、「設立された事業体のP、有限責任事業組合だけあればいいではないか」というお考えもあつたわけでござりますけれども、他方、じゃ、この会社の制度にせずに、LSC

も、それに對しては、やはり法人というものにそれなりのメリットはあるということでございまして、そういう様々な議論を経た上で、法制審議会でも、株式会社あるいは有限責任事業組合ではない一つの組織形態、会社形態として合同会社を認めるべきだというお考えにまとまつたわけでござ
ミ。

○井上哲士君 今、法制審議会でまとまつたといふお話をですが、実は法制審議会の会社法部会長だった江頭東大教授が経済雑誌で非常に率直に語つておられるんですが、会社法改正の本当のねらいが税制だということが多いのは事実ですと。

く、法務省に話を持つてくる。法務省に新しい法制をつくらせてた上で、新制度ができたから税制もお願いしたいという形にするんですねと。L.L.Cの件でも、経済界としては税制上のバスルームでなければならないのであって、必ずしも新しい会社類型が必要だつたわけではないというふうに江頭さん自身が述べられておるわけですね。

しかも、先ほどベンチャーエンタープライズ等の要請と宣言されましたけれども、それを聞きますと、いわゆる中小企業とかいうふうに類推をするわけですけれども、実際上言いますと、この合同会社、非常に規制が緩い。しかも、法人社員を認めることになつていますから、非常に大企業にとっては便利な制度になつておりますと、結局のところ、大企業同士の共同事業とか大企業が出資しての事業など、専ら大企業の税負担軽減のための制度になるとじやないかと、こういう懸念があるのですが、いかがでしようか。

○政府参考人(寺田逸郎君) それは、一つの御懸念としてはそういうこともありますから、もしません。これはいろんな形態での利用があるわけですが、いまして、もちろんすべて正当な、経济にとって望ましい形態が一〇〇%実現できるかどうか分かりません。

しかし、多くの者はこれを利用して、かなりいい事業形態だという評価もあり得るわけでありま

して、例えば少數の出資者によつて異なる種類の財産を出資して創設されるジョイントベンチャーというのも先ほども申し上げたわけでございますけれども、そのほかにも大臣も申し上げました資産流動化のSPCにも利用されます。

こういうときに、上場企業はほかの企業とジョイントベンチャーするかも分からぬし、通常の子会社にする場合ももちろんあり得るわけではありますけれども、それ自体として直ちに弊害などは言えない。まあ、それもいろいろな事業形態の一つとして有用である場合ももちろん多いわけであります。

たた、合同会社を子会社とするということになりますと、おっしゃるとおり、子会社としてのこの合同会社が非常に組織形態としては言わば継続のものでございますので、親会社の監査役がこの子会社である合同会社に対して調査権を有するでありますとか、あるいは合同会社の制度の悪用によつて損害を被つた者が業務執行者に対して責任を追及することができるでありますとか、あるいは、これは一番極端なケースでありますけれども、債権者からの追及を免れるためにそもそも合同会社をつくつて法人格を利用するというようなことがありますと、これに對しては、社員の債権者に対しまして設立取消しの訴えの提起権を与える、提訴権を与えるという手当をいたしておりますので、まあ全体といたしましてはこの合同会社の有用性について目配りができない、かつ、問題が生じ得るところについても手当ではされているというように私どもとしては考えておるところです。

○井上哲士君 この点でも、江頭教授は同じ雑誌の中でも、規制が緩いということでもむしろ大企業が子会社をつくるのに使われるのではないかといふ氣もします、そういうことのために規制を緩くしておられたわけではないので困るのである。こういうふうに非常に率直に述べられております。

これまででも、例えば民事再生法などもそうであつたけれども、中小企業向けの制度だということでした

の説明があつたけれども、実際には違う使われ方をしたということはあつたわけでありますから、この点は指摘をしておきたいと思うんですね。今回の会社法で言いますと、この有限責任の権利を理由に、有限会社相当の会社の透明性を高めるための公告義務を課しております。ところが、この合同会社は有限責任だけれども公告義務がない、最低資本金もない。それから、法務省は、この最低資本金なくしても配当規制があるので債務者保護は図れるという説明をされているわけです。が、この配当規制もこの合同会社はないわけです。

○政府参考人(寺田逸郎君) おつしやるとおり、
合同会社には純資産額三百万円という配当規制も
掛かっておりませんし、計算書類の公告の制度も
義務付けとしてはございません。
もちろん、合同会社も債権者の保護は必要でござ
いますので、資本金の額をベースとした配当規制とい
うものはござりますし、計算書類の開示規制とい
うのはございますが、おつしやるような先
ほどのような規定の適用はないわけであります。
この点についても、まあいろいろな議論はあり得
るところでであろうかと思います。
しかしながら、株式会社というのは、基本的に
多くの者から資金を集め事業を行うということ
が前提になつてゐるのに対しまして、この合同会
社というのは特定少數の者が資金を出し合つて会
社を運営する、会社を設立して運営するとい
うことでござりますので、必ずしも同じような規制で
なくとも構わないんじやないかと、いうところから
その二つの規制を外しているところでございま
す。むしろ、この合同会社を御利用いただくため
だけの差が生じる理由は一体どこにあるのか
と。透明性の高さとか債権者保護のための仕組み
が不十分だということで、社員の責任を株式会
社よりも重くすると、こういうことも必要だつた
たと思うんですけれども、この点いかがでしよう
か。

にはそのような規制というのはやや過度になり過ぎるというような意見でございました。

ただ、こういたしますと、株式会社に対しましてこの合同会社が、特に外部から、債権者等から見ますと少し信用のない会社だということにならざるを得ないわけでございます。その点は確かに否定できませんところであります。

もちろん、こういうことについて、実際には、おつしやるような合同会社というのを想定されようが、あるいはなくて、言わば株式会社にすべきところを合同会社の形態を悪用するというようなケースが目立ちましたら、また私どももこの点で

○井上哲士君 悪用もあり得るということです。なぜなら、規制といふことは、頭に置いている形態からいたしますと、今のままではないかともうふうに思つてゐるところでございます。うふうに思つてゐるところでございます。

○井上哲士君 悪用もあり得るということです。なぜなら、規制といふことは、頭に置いている形態からいたしますと、今のまゝではないかともうふうに思つてゐるところでございます。

（会場内騒ぎ）

（司会者） おお、どうもすみません。どうもすみません。

○井上哲士君 どうもすみません。

○政府参考人（寺田選郎君） 度々この点についてお尋ねをいただいておりますが、そうなりますと、左限責任制度を取る株式会社でも資本金一円でもよいとなります。債権者保護が後退をするのはおかしいかといふ懸念についてはいかがでしょうか。

○政府参考人（寺田選郎君） 度々この点についてお尋ねをいただいておりますが、そうなりますと、左限責任制度を取る株式会社でも資本金一円でもよいとなります。債権者保護が後退をするのはおかしいかといふ懸念についてはいかがでしょうか。

それで、そもそも平成二年に最低資本金制度をつくりました際には、確かにこの点については、

有限责任の株式会社においてある程度の規模の資本金といふもの言わば外枠を設定しないということになりますと本来の株式会社らしくないといふ、そういう概念があつたことは確かでございます。しかしながら、資本金そのもの、つまりこれがあくまで外枠でありますと、実際にその会社に財産が留保されているかどうかというと、これは別のことでございますので、その点において直ちに債権者保護が図られているということはなかなか現実の問題としても言い難いところがござります。

そのほかにも、経済産業省のおつくりになりました特例の運用状況等も見まして今度このようにしたわけでございますが、実際に債権者保護といふの的重要性といふのはもちろん無視できないところであります。むしろ、その点は株式会社の財産状況を外部に対して適切に開示していくことによって担保すべきだというのが今後の方向性、正確性といふものを明文化したこと、会計参考を創設したこと、会計監査人の設置範囲というものを今までのように大会社に限定せずに拡大したこと、あるいは先ほど申し上げました計算書類の公告の義務付け、こういう措置で会社の実態というものを知つていただき、それによって債権者の保護を図るというのを基本に据えております。

また、財産の不当な流出というものを防止するために、先ほどもこれもお話をなられました、会社財産の流出、払戻しについては統一的な財源規制を掛けております。この点については、資本金といううものに一部意義を認めているところでございます。

○井上哲士君 平成二年の商法改正のときに、この三百万、一千万という最低資本金制度導入について私どもは反対をいたしました。当時、会社の倒産と会社の資本金との間には具体的な因果関係や関連性はないということも申し上げましたし、それは会社設立において出資者から払い込まれた金額を示すだけであり、その後引き続いていつも証は何もないということを当時私たちは言つたわけですね。

それに対し法務省の方が、最低資本金の一般的な機能は要するに純資産の維持基準であると、会社債権者の担保となるべき財産を少なくともこれだけは会社に維持していただきたいという意味で債権者保護の制度であると言われて、会社債権者に対する最終的な引き当てであるという見地からは、最低資本金は高ければ高いほどよろしいということまで當時言われていたわけですね。

百八十度今と私は説明が逆だと思うんですけれども、当時の説明が間違っていた。そういうことを認められるんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) もちろん、会社債権者から見て、資本金の額というのは、それは低いことは一般的には言えるだろうというふうに思います。

しかし、委員のおっしゃつたように、それを設立時に言わば会社をつくる者に対する規制として掛けるということは、当時はそれで、会社というのは、基本的にサイズというものは資本というものが大きいことを知つていただけでござります。

そういう点で、一番最初の質問のときに私が間の会社法改正というのが大変、言わば付け焼き刃といいましようか、継ぎはぎ的改正だったと

いうことを指摘をしたことがありますけれども、この点でもこの問題が大変浮き彫りになつてゐるということを最後申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願(第一四一〇号)

(第一四二一〇号)(第一四二二号)第一四二三号

号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)

二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一四一九号)

(第一四二〇号)第一四二一号)第一四二二号

号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五号)第一四二六号)第一四二七号)(第一四二八号)

三、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一五四一號)

四、国籍法改正に関する請願(第一五四〇号)

五、民法を改正し夫婦別姓也可能となるような制度の導入に関する請願(第一四五五号)

六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一五四八号)

七、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一五七五号)

八、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第一五九二号)

九、性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人身権の確立を目指す法制定に関する請願(第一六一〇号)

十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十一、性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人身権の確立を目指す法制定に関する請願(第一六一〇号)

十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

二十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

三十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

四十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

五十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

六十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

七十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

八十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

九十九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百二、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百三、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百四、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百五、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百六、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百七、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百八、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

一百九、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第一六六八号)

第一四二一號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 京都市下京区七条御所ノ内北町六六ノ四〇一 加藤美和子 外一万三千六百三十七名	請願者 田咲子 外一万三千六百三十七名 紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。
第一四二二號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 東京都練馬区豊玉南三ノ二七ノ一八ノ二〇六 石井愛妙 外一万三千六百三十七名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 鈴木勇真 外一万三千六百三十一 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。
第一四二三號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 札幌市中央区南九条西一八ノ一ノ三〇ノ一〇一 小林淳雄 外一万三千六百三十七名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 北九州市小倉南区志徳二ノ一ノ四千六百四十四名 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。
第一四二四號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 横浜市港南区下永谷一ノ一五ノ一四三原博美 外一万三千六百三十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 さいたま市大宮区大成町一ノ五ニ三千六百三十七名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。
第一四二五號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 横浜市港南区下永谷一ノ一五ノ一四三原博美 外一万三千六百三十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 三ノ九〇六 熊田裕介 外一万三千六百四十四名 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。
第一四二六號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 横浜市港南区下永谷一ノ一五ノ一四三原博美 外一万三千六百三十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 三ノ九〇六 熊田裕介 外一万三千六百四十四名 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。
第一四二七號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 横浜市港南区下永谷一ノ一五ノ一四三原博美 外一万三千六百三十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 一八 仲嶋盛俊 外三千九百十五名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一四二八號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 横浜市港南区下永谷一ノ一五ノ一四三原博美 外一万三千六百三十七名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 一六ノ六〇五 鈴木静子 外三千九百十五名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一四二九號 平成十七年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入國管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 横浜市港南区下永谷一ノ一五ノ一四三原博美 外一万三千六百三十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 一八 仲嶋盛俊 外三千九百十五名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一四二三號 平成十七年五月二十七日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法國家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 大阪府八尾市田井中二ノ八一ノ一杉本春夫 外四百九十九名 紹介議員 尾立 源幸君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 一八 仲嶋盛俊 外三千九百十五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一四二四號 平成十七年五月二十七日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法國家賠償法(仮称)の制定に関する請願 請願者 大阪府八尾市田井中二ノ八一ノ一杉本春夫 外四百九十九名 紹介議員 尾立 源幸君 この請願の趣旨は、第一一二三四号と同じである。	請願者 三三ノ三五 青木武則 外三千九百十五名 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第一四五二八号 平成十七年五月二十七日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法國家賠償法(仮称)の制定に関する請願	請願者 広島県安芸郡中町桃山一ノ一六 ノ二三 宮垣二夫 外三千九百十五名	この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一五三九号 平成十七年五月三十日受理 民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願	紹介議員 吉川 春子君 請願者 札幌市東区北四十八条東七ノ三〇 一〇 金原賢一 外百十九名	この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一五四〇号 平成十七年五月三十日受理 国籍法改正に関する請願	紹介議員 福島みづほ君 請願者 フランス共和国イブリン県サン ジエルマンアンレー市ラモー通り 一 柴田千枝子 外六十四名	この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。
第一五四一号 平成十七年五月三十日受理 選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願	紹介議員 福島みづほ君 請願者 北海道小樽市若竹町二六〇一八 境景美 外四十八名	この請願の趣旨は、第六八号と同じである。
第一五四五号 平成十七年五月三十日受理 民法を改正し夫婦別姓も可能となるような制度の導入に関する請願	紹介議員 福島みづほ君 請願者 京都市南区久世大築町二二八〇三 堀江修一 外四十九名	この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。
第一五七五号 平成十七年五月三十一日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願	請願者 奈良市高畑町一八四〇二二四 外九十九名	この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。
第一五九二号 平成十七年六月一日受理 国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願	紹介議員 前川 清成君 請願者 京都市右京区梅津大繩場町六ノ七 ノ八〇四〇七 宮地徹 外六十九名	この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。
第一六一〇号 平成十七年六月一日受理 性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人権の確立を目指す法制定に関する請願	紹介議員 松井 孝治君 請願者 三重県伊賀市柘植町四、六五六〇 一 坪健治 外百四十九名	この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
第一六六八号 平成十七年六月二日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法國家賠償法(仮称)の制定に関する請願	紹介議員 黒岩 宇洋君 請願者 高知市神田四〇三〇六 岡崎与志 恵 外九百九十九名	この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一七七八号 平成十七年六月六日受理 国籍選択制度の廃止に関する請願	紹介議員 大塚 耕平君 請願者 愛知県西加茂郡三好町福谷広久伝 一五〇二三 ノテスタイル由貴子 外五十九名	この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。
第一七三六号 平成十七年六月三日受理 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法國家賠償法(仮称)の制定に関する請願	紹介議員 田村 公平君 請願者 宮城県柴田郡大河原町末広六〇 千坂光雄 外四百九十九名	この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

平成十七年六月二十二日印刷

平成十七年六月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

A